

令和6年2月定例会

総務委員会資料
(企画財政部)

秋田市個人番号の利用に関する条例新旧対照表

改正案			現行		
第1条～第3条（略） （個人番号の利用範囲）			第1条～第3条（略） （個人番号の利用範囲）		
第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務および市長又は教育委員会が行う <u>特定個人番号利用事務</u> とする。			第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務および市長又は教育委員会が行う <u>法別表第2の第2欄に掲げる事務</u> とする。		
2 （略）			2 （略）		
3 市長又は教育委員会は、 <u>特定個人番号利用事務</u> を処理するために必要な限度で、 <u>利用特定個人情報</u> であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該 <u>利用特定個人情報</u> の提供を受けることができる場合は、この限りでない。			3 市長又は教育委員会は、 <u>法別表第2の第2欄に掲げる事務</u> を処理するために必要な限度で、 <u>同表の第4欄に掲げる特定個人情報</u> であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該 <u>特定個人情報</u> の提供を受けることができる場合は、この限りでない。		
4 （略）			4 （略）		
第5条（略）			第5条（略）		
別表第1（略）			別表第1（略）		
別表第2（第4条関係）			別表第2（第4条関係）		
機 関	事 務	特定個人情報	機 関	事 務	特定個人情報
1 市長	児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務であって規則で定めるもの	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、 <u>身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳もしくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）</u> 、 <u>生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施もしくは就労自立給付金もしくは進学準備給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）</u> 、 <u>地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律</u>	1 市長	児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務であって規則で定めるもの	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報、 <u>障害者関係情報、生活保護関係情報、</u> <u>地方税関係情報、国民年金法（昭和34年法律第141号）による障害基礎年金の支給に関する情報、児童扶養手当関係情報、特別児童扶養手当関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、障害者自立支援給付関係情報又は生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置の実施に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）</u> であって規則で定めるもの

		<p>に基づく条例の規定により算定した税額もしくはその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）、国民年金法（昭和34年法律第141号）による障害基礎年金の支給に関する情報、<u>児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による特別児童扶養手当の支給に関する情報（以下「特別児童扶養手当関係情報」という。）、中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給に関する情報（以下「障害者自立支援給付関係情報」という。）又は生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置の実施に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）</u>であって規則で定めるもの</p>					
2	市長	生活保護法による保護の決定および実施又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定める	児童福祉法による助産施設における助産の実施もしくは母子生活支援施設における保護の実施に関する情報、障害者関係情報、地方税関係情報、公営住宅法（昭和26年法律第193号）による公営住宅の管	2	市長	生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の決定および実施又は徴収金の徴収に関する	児童福祉法による助産施設における助産の実施もしくは母子生活支援施設における保護の実施に関する情報、障害者関係情報、地方税関係情報、公営住宅法（昭和26年法律第193号）による公営住宅の管

もの	<p>理に関する情報、老人福祉法（昭和38年法律第133号）による福祉の措置もしくは費用の徴収に関する情報、<u>健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）もしくは地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）もしくは高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給もしくは保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）</u>、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成5年法律第52号）による賃貸住宅の管理に関する情報、<u>介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施もしくは保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険給付等関係情報」という。）</u>、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による地域生活支援事業の実施に関する情報、療育手帳に関する情報、福祉医療に関する情報、特定教育・保育施設等利用者負担額の助成に関する情報、小児慢性特定疾病児童等に対する日常生活用具の給付に関する情報、秋田市営住</p>	<p>る事務であつて規則で定めるもの</p>	<p>理に関する情報、老人福祉法（昭和38年法律第133号）による福祉の措置もしくは費用の徴収に関する情報、<u>医療保険給付関係情報、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成5年法律第52号）による賃貸住宅の管理に関する情報、介護保険給付等関係情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による地域生活支援事業の実施に関する情報、療育手帳に関する情報、福祉医療に関する情報、特定教育・保育施設等利用者負担額の助成に関する情報、小児慢性特定疾病児童等に対する日常生活用具の給付に関する情報、秋田市営住宅条例によるその他市営住宅の管理に関する情報又は秋田市特定公共賃貸住宅条例による単身特定公共賃貸住宅の管理に関する情報であつて規則で定めるもの</u></p>
----	---	------------------------	---

		宅条例によるその他市営住宅の管理に関する情報又は秋田市特定公共賃貸住宅条例による単身特定公共賃貸住宅の管理に関する情報であって規則で定めるもの					
3	市長	地方税法その他の地方税に関する法律およびこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって規則で定めるもの	(略)	3	市長	地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律およびこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって規則で定めるもの	(略)
(略)			(略)				
5	市長	国民健康保険法による保険給付の支給又は保健事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	(略)	5	市長	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による保険給付の支給又は保健事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	(略)
(略)			(略)				
8	市長	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給		8	市長	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による後	

	又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	(略)		期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	(略)
(略)			(略)		
11 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給、助産施設における助産の実施もしくは母子生活支援施設における保護の実施に関する情報、障害者関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、公営住宅法による公営住宅の管理に関する情報、医療保険給付関係情報、児童扶養手当関係情報、老人福祉法による福祉の措置もしくは費用の徴収に関する情報、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による資金の貸付けもしくは給付金の支給に関する情報、特別児童扶養手当関係情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当もしくは特別障害者手当もしくは昭和六十年法律第三十四号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報、母子保健法による養育医療の給付もしくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、 <u>児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当もしくは特例給付（同法附則第2条第1項に規定する給付をいう。）の支給に関する情報</u> 、特定優良賃貸住宅	11 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給、助産施設における助産の実施もしくは母子生活支援施設における保護の実施に関する情報、障害者関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報、公営住宅法による公営住宅の管理に関する情報、医療保険給付関係情報、児童扶養手当関係情報、老人福祉法による福祉の措置もしくは費用の徴収に関する情報、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による資金の貸付けもしくは給付金の支給に関する情報、特別児童扶養手当関係情報、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（ <u>昭和39年法律第134号</u> ）による障害児福祉手当もしくは特別障害者手当もしくは昭和六十年法律第三十四号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報、母子保健法による養育医療の給付もしくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、 <u>児童手当関係情報</u> 、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する情報、中国残留邦人等支援給付等関

		<p>の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、介護保険給付等関係情報、障害者自立支援給付関係情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による地域生活支援事業の実施に関する情報、療育手帳に関する情報、福祉医療に関する情報、特定教育・保育施設等利用者負担額の助成に関する情報、小児慢性特定疾病児童等に対する日常生活用具の給付に関する情報、秋田市営住宅条例によるその他市営住宅の管理に関する情報又は秋田市特定公共賃貸住宅条例による単身特定公共賃貸住宅の管理に関する情報であって規則で定めるもの</p>			<p>係情報、介護保険給付等関係情報、障害者自立支援給付関係情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による地域生活支援事業の実施に関する情報、療育手帳に関する情報、福祉医療に関する情報、特定教育・保育施設等利用者負担額の助成に関する情報、小児慢性特定疾病児童等に対する日常生活用具の給付に関する情報、秋田市営住宅条例によるその他市営住宅の管理に関する情報又は秋田市特定公共賃貸住宅条例による単身特定公共賃貸住宅の管理に関する情報であって規則で定めるもの</p>		
(略)			(略)				
21	市長	<p><u>特定個人番号利用事務のうち、法第19条第8号の規定により市長がその処理に当たり生活保護関係情報に係る利用特定個人情報</u>の提供を求めることができるものであって規則で定めるもの</p>	(略)	21	市長	<p><u>法別表第2の第2欄に掲げる事務のうち、法第19条第8号の規定により市長がその処理に当たり同表の第4欄に掲げる生活保護関係情報</u>の提供を求めることができるものであって規則で定めるもの</p>	(略)

秋田市市税条例の一部改正について

第1 条例改正の経緯

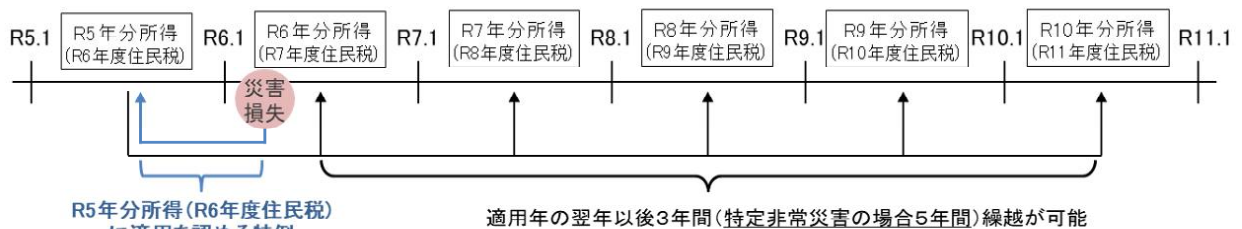
令和6年1月に発生した能登半島地震による災害の被災者の負担軽減を図るための税制上の特例措置を規定した「地方税法の一部を改正する法律」が令和6年2月21日付けで公布されたことから、今議会において、秋田市市税条例の一部を改正しようとするもの。

第2 条例改正の内容

1 個人市民税

(1) 令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例（6年度課税から適用）

令和6年能登半島地震による災害により住宅や家財等の資産に損失が生じたときは、令和6年度分の個人住民税において、その損失の金額を雑損控除の適用対象とすることができることとする。（新附則第6条の2 公布の日から施行）



※現行では、令和7年度分の個人住民税（令和6年分所得）から雑損控除を行うこととなる。

2 その他規定の整備

法改正に伴い、条ずれがあったことなどから、規定の整備を行う。

秋田市市税条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>目次 (略)</p> <p>第1条～第145条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>第1条～第6条 (略)</p> <p><u>(令和6年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例)</u></p> <p><u>第6条の2 所得割の納税義務者の選択により、法附則第4条の4第4項に規定する特例損失金額(以下この項において「特例損失金額」という。)がある場合には、特例損失金額(同条第4項に規定する災害関連支出がある場合には、第3項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限り、以下この項および次項において「損失対象金額」という。)について、令和5年において生じた法第314条の2第1項第1号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第27条の2の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の令和7年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかったものとみなす。</u></p> <p><u>2 前項前段の場合において、第27条の2の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうち、同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする令第48条の6第1項に規定する親族の有する法附則第4条の4第4項に規定する資産について受けた損失の金額(以下この項において「親族資産損失額」という。)があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の令和7年度以後の年度分で当該親族資産損失額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかったものとみなす。</u></p> <p><u>3 第1項の規定は、令和6年度分の第29条の2第1項又は第3項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものおよびその時までに提出された第29条の3第1項の確定申告書を含む。)に第1項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。)に限り、適用する。</u></p> <p>(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)</p> <p><u>第6条の2の2 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第27条の</u></p>	<p>目次 (略)</p> <p>第1条～第145条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>第1条～第6条 (略)</p> <p>(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)</p> <p><u>第6条の2 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第27条の2の</u></p>

2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「までならびに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。

以下（略）

規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「までならびに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。

以下（略）

秋田市中・長期財政見通しについて

1 目的

- 中・長期的な財政収支の見通しを明らかにすることにより、将来に向けた課題と対応を把握するとともに、財政運営の健全性を確保するための指針として活用する。
- 「県都『あきた』創生プラン」に掲げた施策・事業を実施するうえでの財源的根拠とするとともに、「第4期・県都『あきた』改革プラン」に位置付けた財政健全化の目標達成に向けた取組を明示する。
- 市民に対する財政状況の情報提供手段の一つとする。

2 期間

令和7年度から16年度（10年間）

3 前提条件

- 一般会計の6年度当初予算をベースとする。
- 現行の税財政制度および社会保障制度によることを基本としつつ、今後予定されている制度改正等を可能な限り反映させる。

4 試算の主な考え方

(1) 歳入

ア 市税

- ・個人市民税：内閣府試算の実質GDP成長率に基づく影響のほか、定額減税の終了や人口減少の影響を見込む。
- ・法人市民税：内閣府試算の実質GDP成長率等に基づく影響を見込む。
- ・固定資産税：各年度の新・増築分および評価替えの影響等を見込む。
- ・事業所税：課税要件喪失により、令和8年度以降の税収は見込まない。

イ 地方譲与税等

- ・森林環境譲与税は、国から提供のあった基礎数値等を参考に積算し、その他は7年度以降同額を見込む。

ウ 地方交付税・臨時財政対策債

- ・税制改正や人口減少による測定単位減少の影響など、個別要素を積み上げて試算する。

[個別要素]

- ・8、13年度に人口減少による測定単位の影響を見込む。〔△1,675,014千円〕
- ・8年度に事業所税の課税要件喪失に伴う増額を見込む。〔+1,136,459千円〕

エ 国県支出金・市債（臨時財政対策債を除く）

- ・事業費に連動させて試算する。

(2) 歳出

ア 人件費

- ・採用数は、定年延長を踏まえ、役職定年数と同数程度の採用があるものと見込んで試算する。

- ・退職手当は、各年度の退職予定者の支給額の積み上げにより試算する。

イ 措置費

- ・生活保護費は、7年度は6年度予算額に過去5年間の保護世帯数の伸び率平均を反映させるが、被保護世帯、被保護者数ともに横ばいの状況であることから、8年度以降は7年度と同額を見込む。
- ・障がい者保護費は、利用者の増加傾向を踏まえ、増加を見込む。
- ・私立保育所等給付費は、7年度以降は子どもの数の減少による給付費の減を見込む。

ウ 公債費

- ・既発債の元利償還額に新規発行分を加えて試算する。

エ 経常経費

- ・各年度前年度比 $\Delta 2.0\%$ （一般財源ベース）を見込む。

オ 政策経費（大規模事業）

- ・事業着手済みのもののほか、現時点で実施が想定される事業（総事業費5億円以上）について、所要額を見込む。

カ 政策経費（大規模事業以外）

- ・一般財源ベースで7、8年度は前年度比 $\Delta 4.0\%$ 程度、9、10年度は前年度比 $\Delta 2.0\%$ 程度を見込む。なお、特別・企業会計繰出金等は、6年度と同程度を見込む。

(3) 基金の活用

- ・公共施設等整備基金について、元年度から4年度まで積み立てた14億円に加え、「第4期・県都『あきた』改革プラン」で掲げた積立額14億円（5年度から8年度）を公共施設の改修等に充てる。

秋田市中・長期財政見通し (令和7-16年度)

令和6年3月

企画財政部財政課

秋田市中・長期財政見通し（令和6年3月試算）

（単位：百万円、％）

区 分	6年度 (予算)	7年度(試算)		8年度(試算)		9年度(試算)		10年度(試算)		11年度(試算)		12年度(試算)		13年度(試算)		14年度(試算)		15年度(試算)		16年度(試算)		6-16増減		区 分
		金額	増減率	金額	増減率	金額	増減率	金額	増減率	金額	増減率	金額	増減率	金額	増減率	金額	増減率	金額	増減率	金額	増減率	増減額	増減率	
市税	44,445	45,921	3.3	44,370	△ 3.4	44,024	△ 0.8	44,045	0.0	44,026	0.0	43,542	△ 1.1	43,537	0.0	43,518	0.0	43,026	△ 1.1	43,018	0.0	△ 1,427	△ 3.2	市税
地方譲与税等	12,827	11,472	△ 10.6	11,472	0.0	11,472	0.0	11,472	0.0	11,472	0.0	11,472	0.0	11,472	0.0	11,472	0.0	11,472	0.0	11,472	0.0	△ 1,355	△ 10.6	地方譲与税等
地方交付税	23,972	23,928	△ 0.2	23,976	0.2	23,863	△ 0.5	23,740	△ 0.5	23,698	△ 0.2	23,649	△ 0.2	22,780	△ 3.7	22,766	△ 0.1	22,766	0.0	22,766	0.0	△ 1,206	△ 5.0	地方交付税
臨時財政対策債	896	896	0.0	934	4.2	934	0.0	934	0.0	934	0.0	934	0.0	834	△ 10.7	834	0.0	834	0.0	834	0.0	△ 62	△ 6.9	臨時財政対策債
国庫支出金	23,474	24,495	4.3	24,680	0.8	24,066	△ 2.5	23,828	△ 1.0	24,901	4.5	25,659	3.0	25,466	△ 0.8	22,954	△ 9.9	22,910	△ 0.2	22,868	△ 0.2	△ 606	△ 2.6	国庫支出金
県支出金	10,367	10,147	△ 2.1	9,656	△ 4.8	9,208	△ 4.6	8,822	△ 4.2	8,537	△ 3.2	8,255	△ 3.3	8,013	△ 2.9	7,804	△ 2.6	7,624	△ 2.3	7,469	△ 2.0	△ 2,898	△ 28.0	県支出金
市債（臨財債を除く）	11,461	10,623	△ 7.3	6,028	△ 43.3	4,068	△ 32.5	3,614	△ 11.2	6,256	73.1	9,272	48.2	9,496	2.4	3,502	△ 63.1	3,466	△ 1.0	3,466	0.0	△ 7,995	△ 69.8	市債（臨財債を除く）
その他	15,548	14,370	△ 7.6	14,652	2.0	13,800	△ 5.8	14,456	4.8	13,857	△ 4.1	14,666	5.8	14,229	△ 3.0	14,969	5.2	14,564	△ 2.7	13,651	△ 6.3	△ 1,897	△ 12.2	その他
歳入合計	142,990	141,852	△ 0.8	135,768	△ 4.3	131,435	△ 3.2	130,911	△ 0.4	133,681	2.1	137,449	2.8	135,827	△ 1.2	127,819	△ 5.9	126,662	△ 0.9	125,544	△ 0.9	△ 17,446	△ 12.2	歳入合計
義務的経費	70,887	71,774	1.3	72,393	0.9	71,705	△ 1.0	72,314	0.8	71,410	△ 1.3	71,994	0.8	71,178	△ 1.1	71,640	0.6	71,075	△ 0.8	70,833	△ 0.3	△ 54	△ 0.1	義務的経費
人件費	23,037	22,358	△ 2.9	23,047	3.1	22,583	△ 2.0	23,467	3.9	22,593	△ 3.7	23,321	3.2	22,974	△ 1.5	23,834	3.7	23,842	0.0	24,038	0.8	1,001	4.3	人件費
うち退職手当	1,381	200	△ 85.5	1,374	587.0	200	△ 85.4	1,613	706.5	200	△ 87.6	1,267	533.5	200	△ 84.2	1,552	676.0	1,552	0.0	1,711	10.2	330	23.9	うち退職手当
措置費	34,562	36,186	4.7	36,413	0.6	36,270	△ 0.4	36,130	△ 0.4	35,992	△ 0.4	35,856	△ 0.4	35,724	△ 0.4	35,593	△ 0.4	35,465	△ 0.4	35,340	△ 0.4	778	2.3	措置費
公債費	13,288	13,230	△ 0.4	12,933	△ 2.2	12,852	△ 0.6	12,717	△ 1.1	12,825	0.8	12,817	△ 0.1	12,480	△ 2.6	12,213	△ 2.1	11,768	△ 3.6	11,455	△ 2.7	△ 1,833	△ 13.8	公債費
うち元金償還	12,506	12,437	△ 0.6	12,076	△ 2.9	11,973	△ 0.9	11,842	△ 1.1	11,964	1.0	11,951	△ 0.1	11,583	△ 3.1	11,280	△ 2.6	10,850	△ 3.8	10,563	△ 2.6	△ 1,943	△ 15.5	うち元金償還
経常経費	13,469	13,200	△ 2.0	12,936	△ 2.0	12,677	△ 2.0	12,424	△ 2.0	12,175	△ 2.0	11,932	△ 2.0	11,693	△ 2.0	11,459	△ 2.0	11,230	△ 2.0	11,006	△ 2.0	△ 2,463	△ 18.3	経常経費
政策経費	59,634	57,426	△ 3.7	51,142	△ 10.9	47,264	△ 7.6	45,610	△ 3.5	51,078	12.0	55,118	7.9	55,119	0.0	46,668	△ 15.3	47,053	0.8	45,350	△ 3.6	△ 14,284	△ 24.0	政策経費
大規模事業	10,859	11,154	2.7	6,636	△ 40.5	4,178	△ 37.0	3,528	△ 15.6	5,704	61.7	9,931	74.1	10,079	1.5	1,741	△ 82.7	2,212	27.1	572	△ 74.1	△ 10,287	△ 94.7	大規模事業
大規模事業以外	48,775	46,272	△ 5.1	44,506	△ 3.8	43,086	△ 3.2	42,082	△ 2.3	45,374	7.8	45,187	△ 0.4	45,040	△ 0.3	44,927	△ 0.3	44,841	△ 0.2	44,778	△ 0.1	△ 3,997	△ 8.2	大規模事業以外
うち特別・企業会計 繰出金等	22,068	21,839	△ 1.0	21,839	0.0	21,839	0.0	21,839	0.0	21,839	0.0	21,839	0.0	21,839	0.0	21,839	0.0	21,839	0.0	21,839	0.0	△ 229	△ 1.0	うち特別・企業会計 繰出金等
歳出合計	143,990	142,400	△ 1.1	136,471	△ 4.2	131,646	△ 3.5	130,348	△ 1.0	134,663	3.3	139,044	3.3	137,990	△ 0.8	129,767	△ 6.0	129,358	△ 0.3	127,189	△ 1.7	△ 16,801	△ 11.7	歳出合計

収支不足額 (財調・減債繰入)	△ 1,000	△ 548	△ 703	△ 211	563	△ 982	△ 1,595	△ 2,163	△ 1,948	△ 2,696	△ 1,645
基金への積戻し等	634	633	633	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500

収支不足額 (財調・減債繰入)	△ 1,000	△ 548	△ 703	△ 211	563	△ 982	△ 1,595	△ 2,163	△ 1,948	△ 2,696	△ 1,645
基金への積戻し等	634	633	633	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500

【基金の状況】											
財調・減債基金残高見込	925	725	655	1,077	3,140	3,658	3,563	2,900	2,452	1,256	1,111
公共施設等整備基金積立額	466	467	467	0	0	0	0	0	0	0	0
公共施設等整備基金充当額	784	400	400	150	100	100	100	100	100	100	0
公共施設等整備基金残高見込	616	683	750	600	500	400	300	200	100	0	0

【基金の状況】											
財調・減債基金残高見込	925	725	655	1,077	3,140	3,658	3,563	2,900	2,452	1,256	1,111
公共施設等整備基金積立額	466	467	467	0	0	0	0	0	0	0	0
公共施設等整備基金充当額	784	400	400	150	100	100	100	100	100	100	0
公共施設等整備基金残高見込	616	683	750	600	500	400	300	200	100	0	0

1 中・長期財政見通しの意義と目的

(1) 中・長期財政見通しの意義

本市の中・長期財政見通しは、将来にわたり安定的で持続可能な財政運営を見据え作成したものです。令和6年度当初予算を基礎として、今後見込まれる歳入歳出の増減要素を一定の条件のもと推計し、7年度から16年度までの10年間にわたる財政の姿を試算しています。

(2) 中・長期財政見通しの目的

- ①中・長期的な財政収支の見通しを明らかにすることにより、将来に向けた課題と対応を把握するとともに、財政運営の健全性を確保するための指針として活用します。
- ②「県都『あきた』創生プラン」に掲げた施策・事業を実施するうえでの財源的根拠とするとともに、「第4期・県都『あきた』改革プラン」に位置付けた財政健全化の目標達成に向けた取組を明示します。
- ③市民に対する財政状況の情報提供手段の一つとします。

(3) 財政見通し作成の前提条件

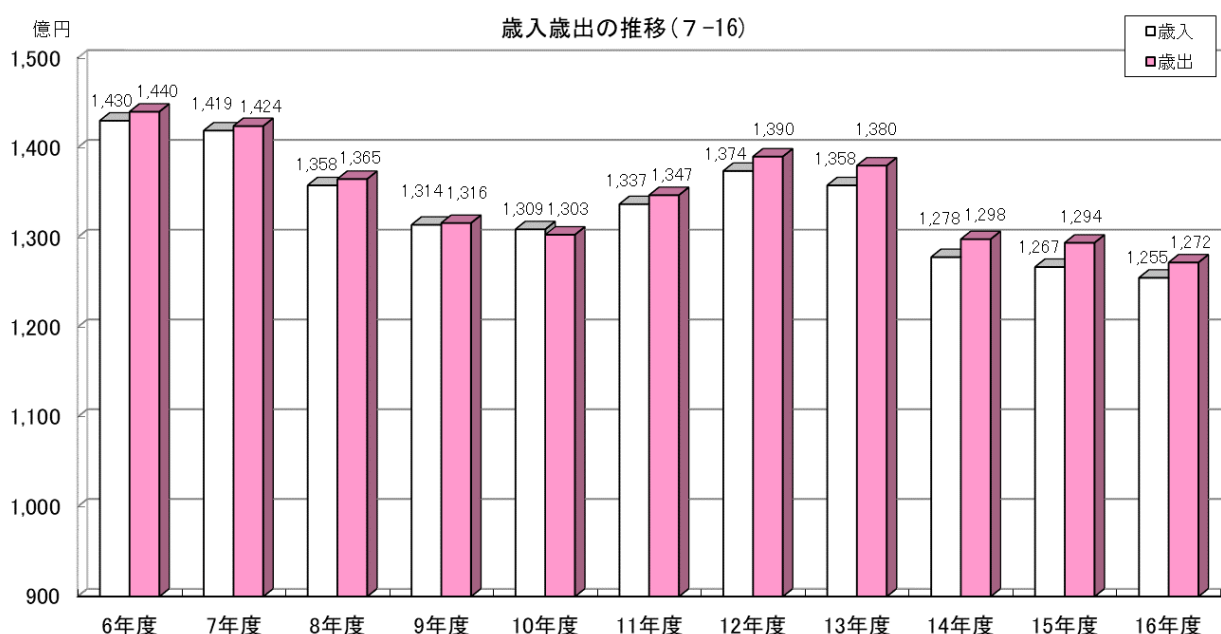
- ①一般会計の6年度当初予算をベースとしています。
- ②現行の税財政制度および社会保障制度によることを基本としつつ、今後予定されている制度改正等については、現時点で把握しているものを可能な限り反映させています。

2 中・長期財政見通しの内容

(1) 歳入歳出の推移（7-16年度）

歳入は、地方交付税・臨時財政対策債が微減傾向であることに加え、市税や市債等が減少することから、歳入全体として減少していくと推計しています。

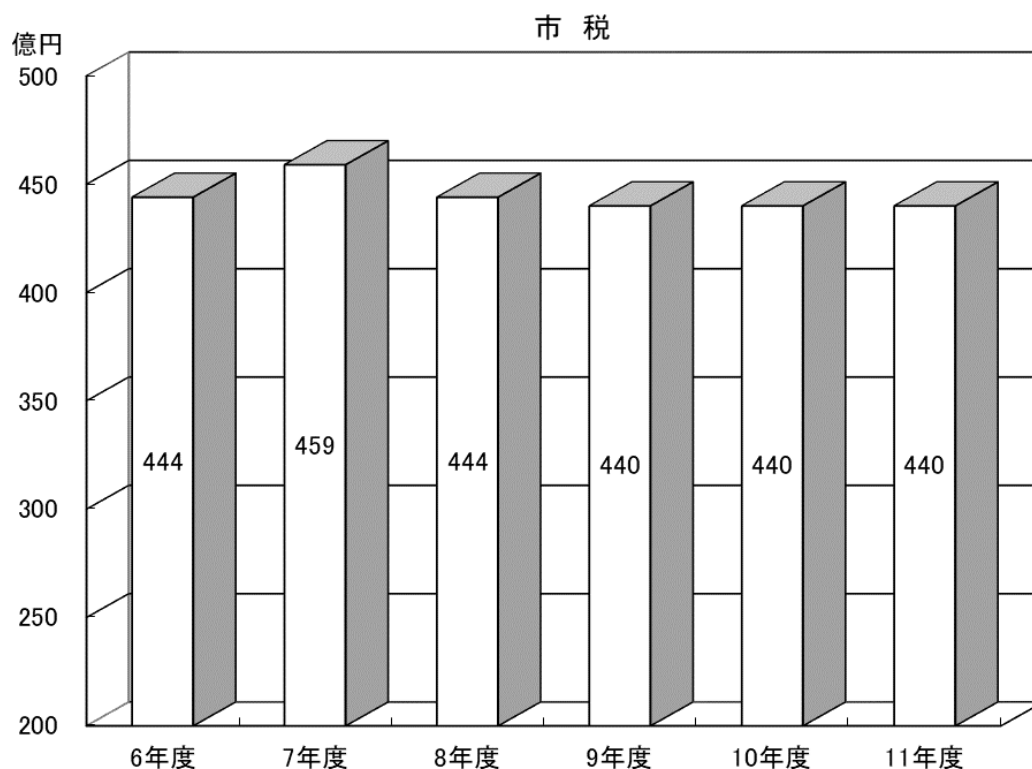
歳出は、7年度以降は減少していくものの、11年度から13年度までは、一般廃棄物処理施設の更新などにより増加するものと推計しています。



(2) 歳入の見通し（7-11年度）

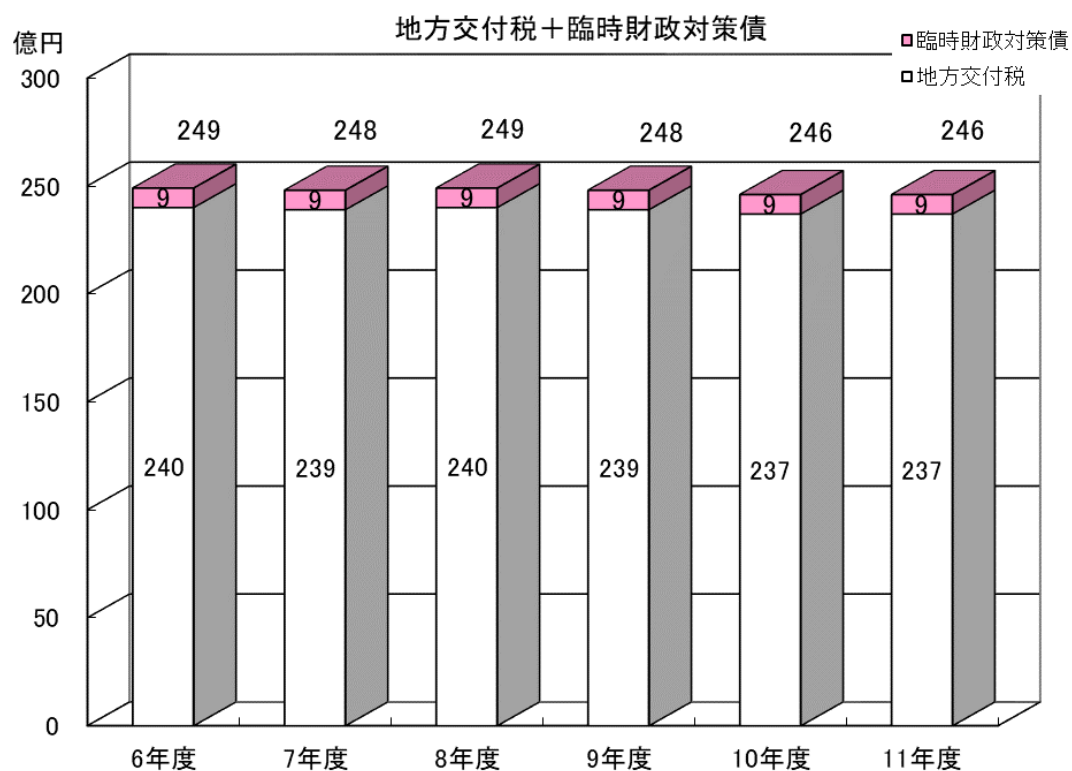
①市税

7年度は個人市民税の定額減税の終了により増加するものの、8年度に事業所税の課税要件喪失により減少し、以降は横ばいになると見込んでいます。



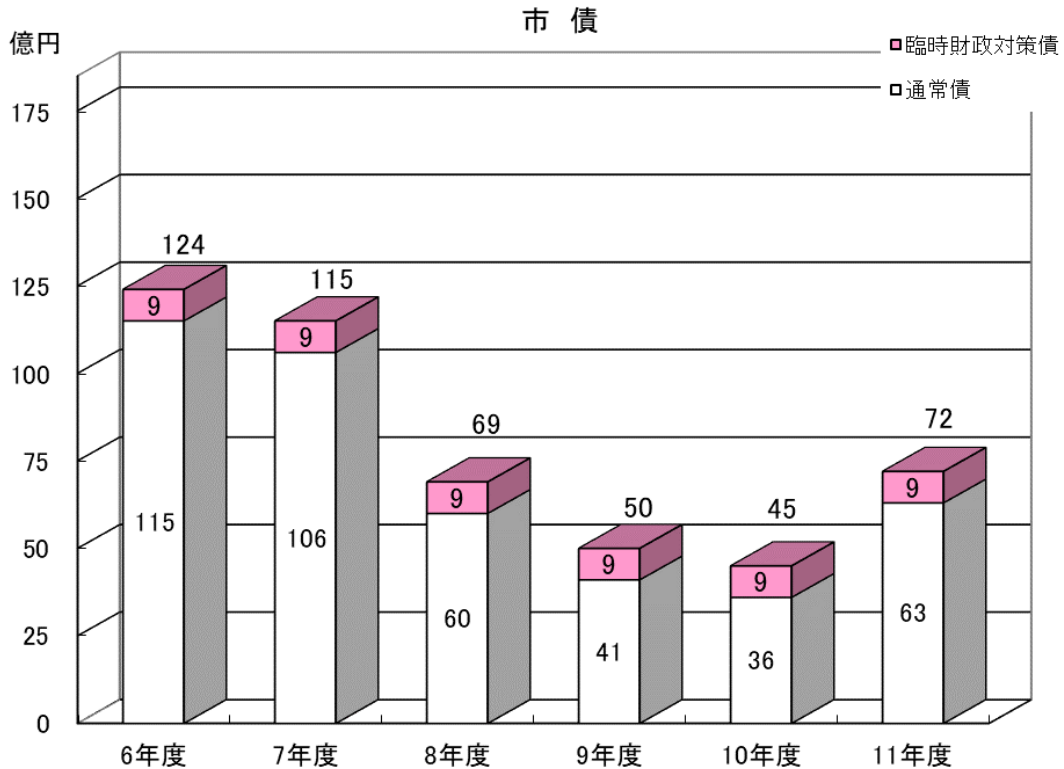
②地方交付税・臨時財政対策債

人口減少に伴う測定単位減少の影響がある一方、事業所税の課税要件喪失による算定の増などにより、総体的に横ばいで推移すると見込んでいます。



③市債

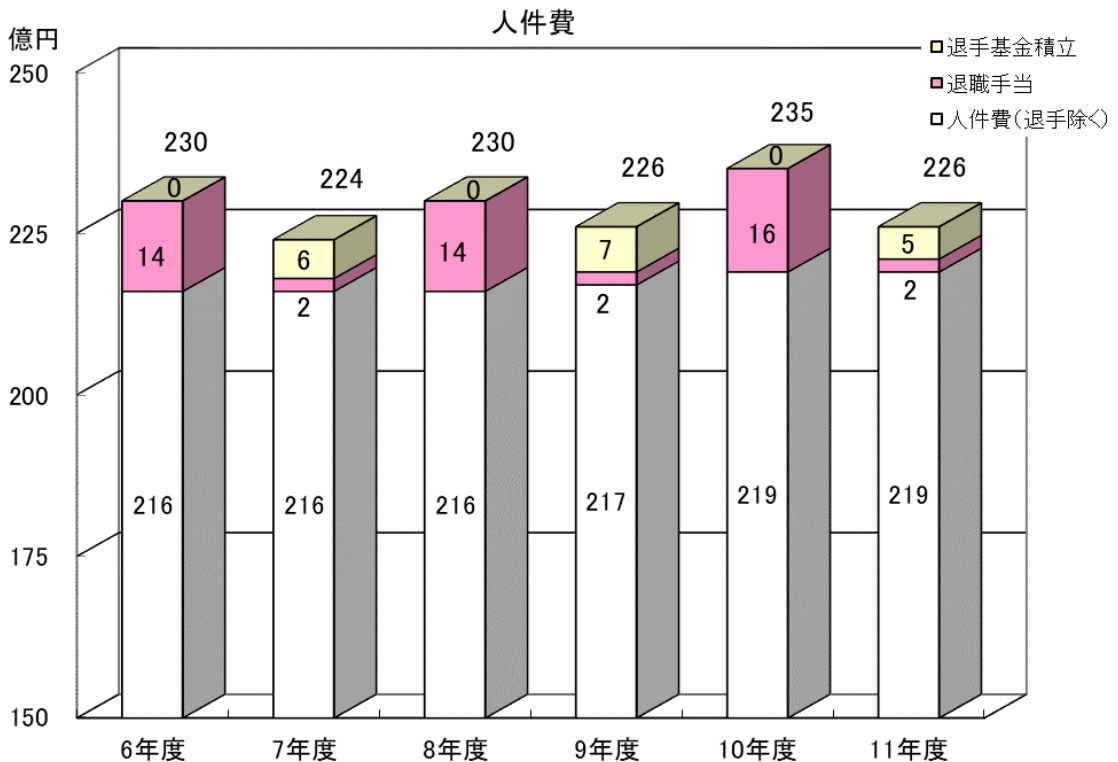
臨時財政対策債は、横ばいで推移すると見込んでいます。通常債は、施設整備・改修等の事業量に応じて推移し、10年度までは減少すると見込んでいます。



(3) 歳出の見通し (7-11年度)

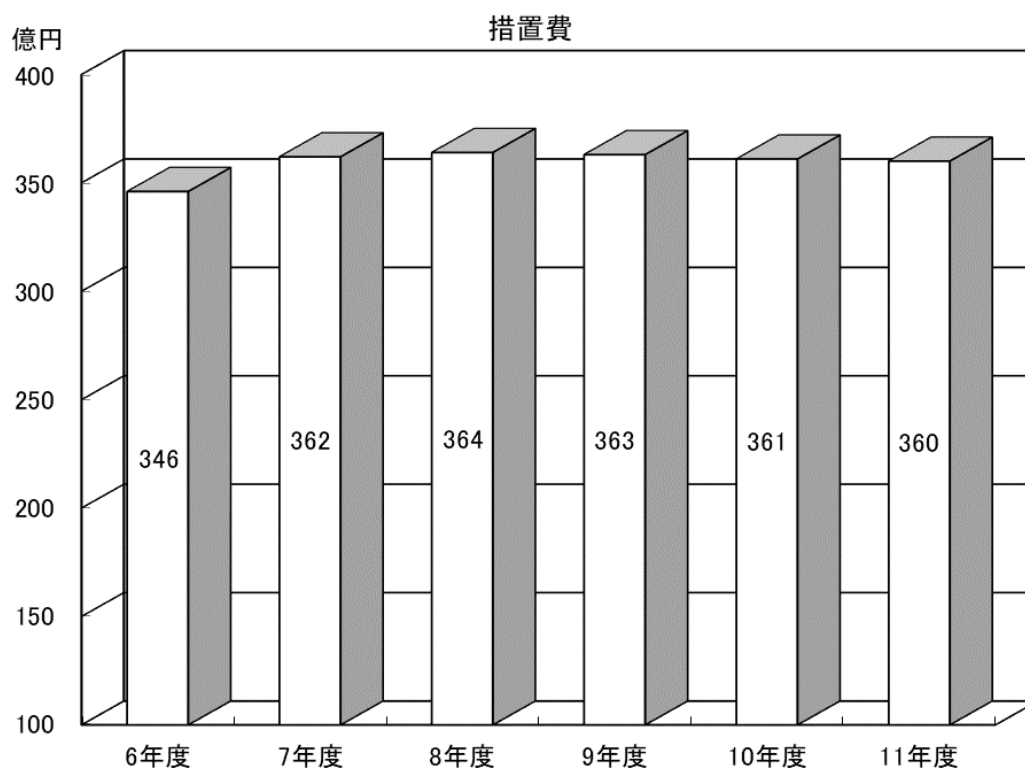
①人件費

定年延長により退職手当が増減しますが、退職手当以外の人件費は、ほぼ横ばいで推移すると見込んでいます。



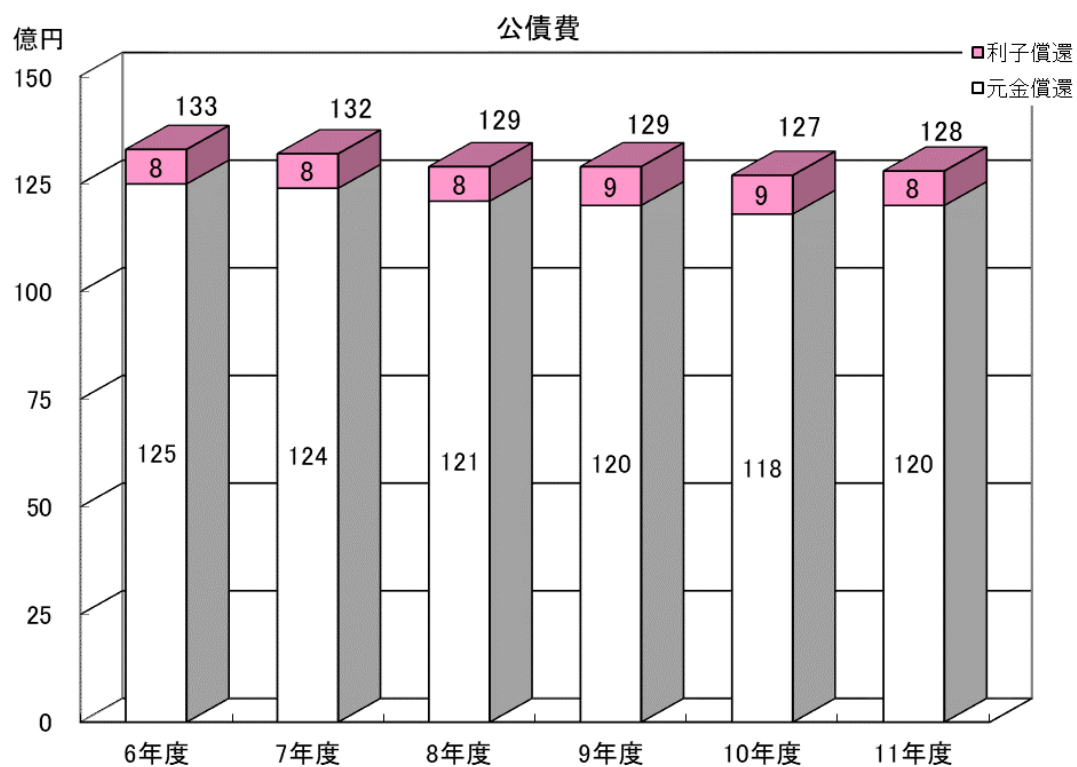
②措置費

障がい者保護費および制度拡充による児童手当の増加を見込むものの、子どもの数の減少による私立保育所等給付費などの減少により、全体では横ばいで推移すると見込んでいます。



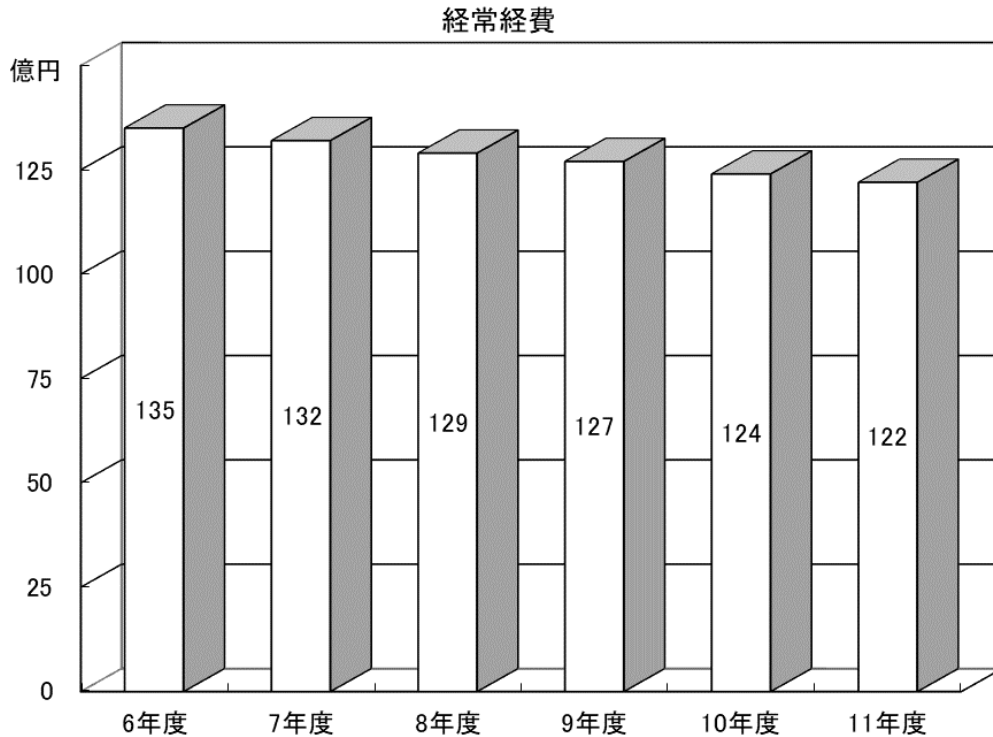
③公債費

過去の大規模事業の償還が平準化していることから、ほぼ横ばいで推移すると見込んでいます。



④ 経常経費

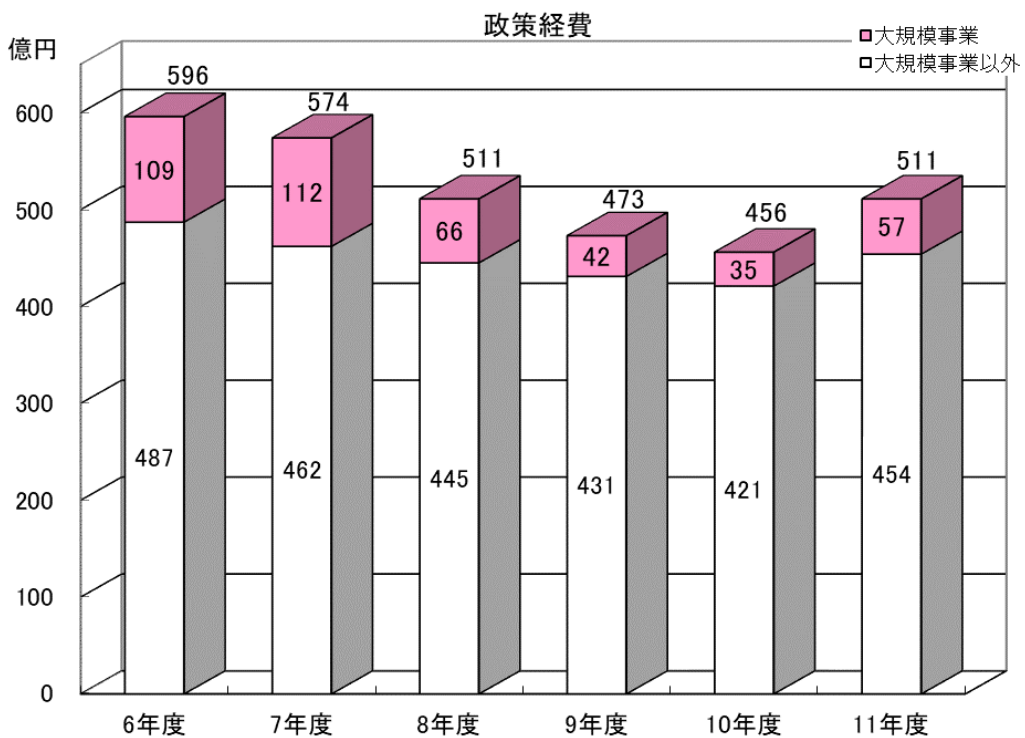
一般財源で前年度比△2.0%として見込んでいます。



⑤ 政策経費

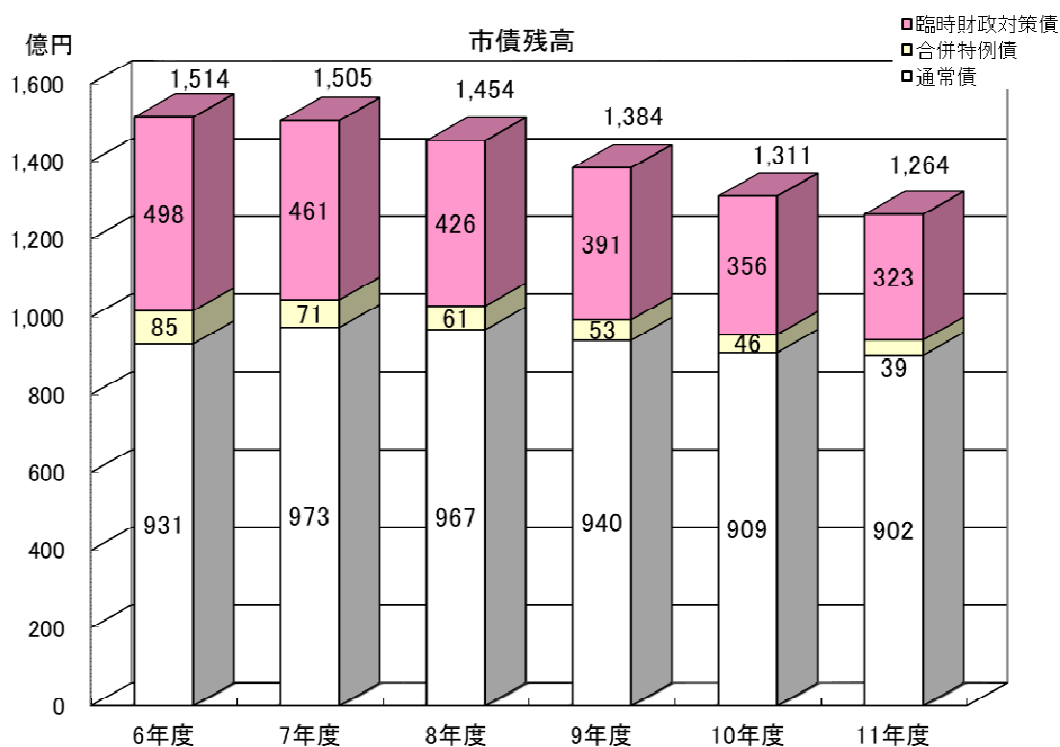
大規模事業は、古川流域治水対策事業や日新小学校増改築等事業などにより、7年度までは他の年度と比べて高い水準となっています。

大規模事業以外の政策経費は、特別会計・企業会計への繰出金等が6年度と同程度で推移すると見込んだほか、それ以外の経費は、歳入規模に見合った歳出構造を堅持するために一般財源の減少を見込んでおり、政策経費全体としては減少すると推計しています。

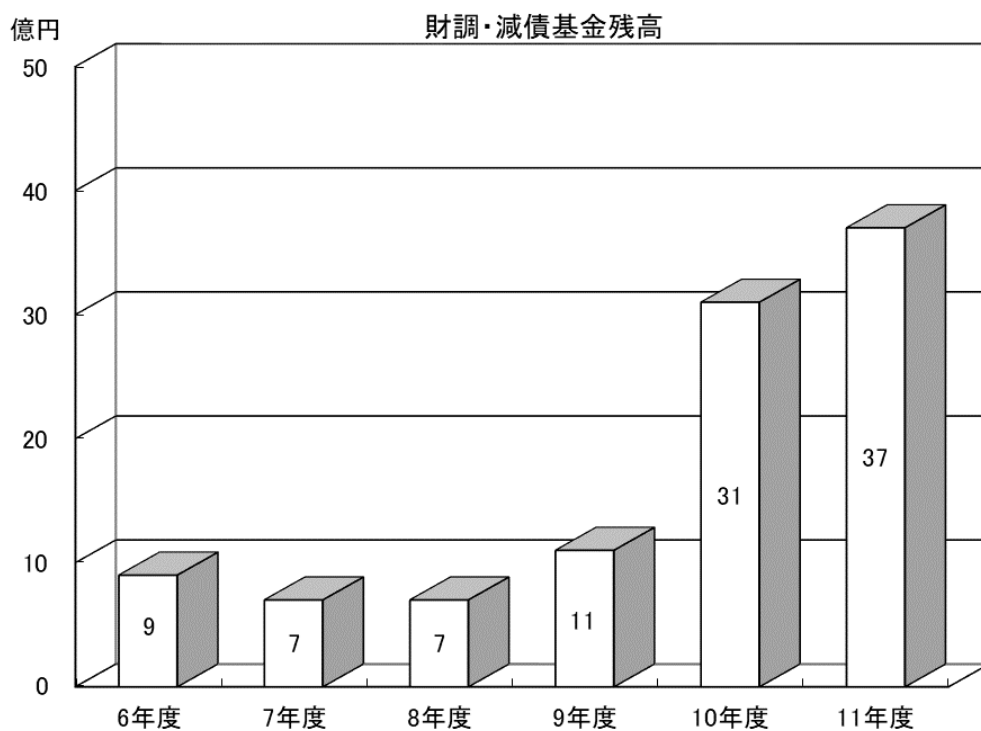


(4) 市債残高の見通し（7-11年度）

市債発行額の減少に伴い、市債残高も減少していく見込みです。



(5) 基金残高の見通し（7-11年度）



3 今後の財政運営

新型コロナウイルス感染症対策や物価高騰対応、令和5年7月豪雨災害の復旧などに伴う財政出動により、主要2基金の残高が著しく減少していることから、早急に基金残高を復元しなければならない状況にあります。

市民サービスの維持と財政健全性の確保を図るため、新規財源の確保や市債残高の縮減はもとより、すべての経費にわたり事業効果や執行状況等を踏まえた検証を徹底した上で、歳出抑制に努めるなど、歳入規模に見合った歳出構造を堅持していく必要があります。

中・長期財政見通しにおける大規模事業一覧

(単位：百万円)

No	部局名	事業名	全体事業計画（7～16年度）		
			事業費	特定財源	一般財源
1	総務部	未利用施設管理適正化経費 (旧文化会館解体分)	699	629	70
2	企画財政部	水道事業会計出資金 (仁井田浄水場更新分)	1,208	1,208	-
3	観光文化 スポーツ部	雄和ふるさと温泉大規模改修事業	969	955	14
4	観光文化 スポーツ部	佐竹史料館改築事業	697	560	137
5	福祉保健部	病院法人運営費負担金等 (新病院建設増加分)	3,863	-	3,863
6	環境部	廃棄物処理施設整備事業	21,813	19,442	2,371
7	産業振興部	新型コロナウイルス感染症対策特別金融支援事業	1,658	279	1,379
8	建設部	地方道路交付金事業 (泉外旭川線)	6,511	6,174	337
9	建設部	地方道路交付金事業 (川尻広面線)	2,235	2,118	117
10	建設部	古川流域治水対策事業	1,556	1,376	180
11	建設部	秋田南大橋修繕事業	4,490	4,288	202
12	建設部	千秋公園整備事業	1,405	827	578
13	都市整備部	土地区画整理会計繰出金	6,103	5,225	878
14	教育委員会	日新小学校増改築等事業	542	364	178
15	消防本部	消防通信指令システム更新事業	1,988	1,651	337

注1) 上記の大規模事業は、現在、実施に向けて予算措置、構想・計画策定等がなされている事業などを見込んだものであり、一部を除き現段階での概算額である。
また、事業実施の可否を決定したものではない。

注2) 上記の大規模事業の特定財源の中には、公共施設等整備基金繰入金0.5億円を見込んでいる。

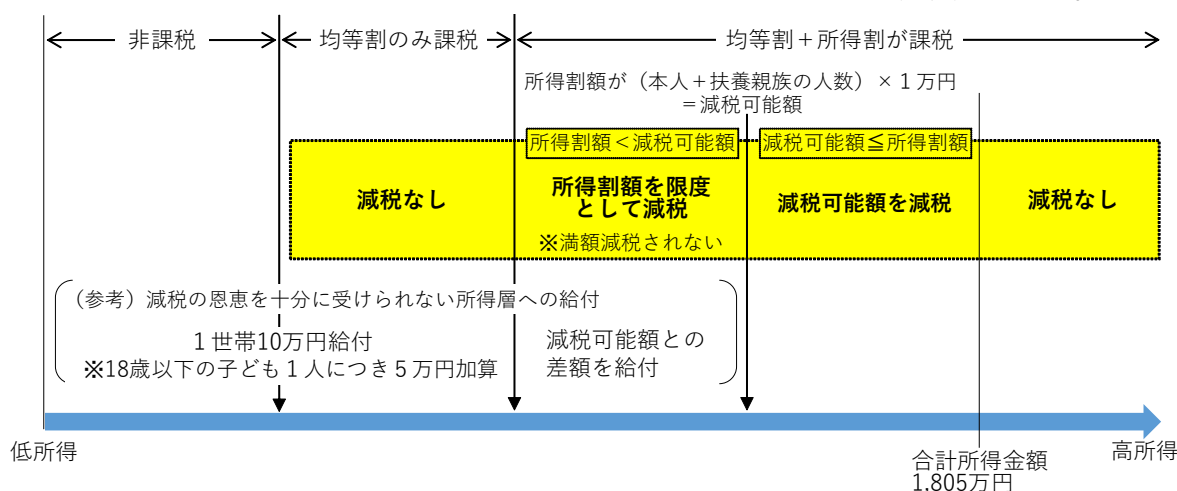
令和6年度地方税制改正の主要項目について

地方税法等の一部改正法案については今国会で審議中であるため、当該法案が成立した場合、施行期日を勘案し、所要事項について専決処分又は今後の定例会での市税条例改正等が必要となる。

1 個人住民税

(1) 定額減税の実施（6年度限り）

令和6年度分の個人住民税所得割額から、納税者および配偶者を含めた扶養親族1人につき1万円の減税を実施する（減税による減収額は全額国費で補填）。



(2) 子育て世帯等を対象とした住宅ローン控除の継続（7年度限り）

19歳未満の子どもがいるか夫婦いずれかが40歳未満の場合に限り、住宅ローン控除を受ける際の借入限度額を維持する（減税による減収額は全額国費で補填）。

住宅の区分	借入限度額		
	令和4年・5年入居	令和6年入居に限る	
		子育て世帯等	その他世帯
認定住宅	5,000万円	5,000万円	4,500万円
ZEH水準省エネ住宅	4,500万円	4,500万円	3,500万円
省エネ基準適合住宅	4,000万円	4,000万円	3,000万円

2 固定資産税

(1) 土地の負担調整措置（6年度から適用）

宅地等および農地の負担調整措置について、令和6年度から令和8年度までの間、現行の負担調整措置の仕組みを継続する。

(2) わがまち特例の新設（7年度から適用）

都市再生特別措置法に規定する一体型滞在快適性等向上事業の実施主体が当該事業により整備した一定の固定資産に係る課税標準の特例措置を、2分の1を参酌割合して条例で定める割合（現行：2分の1）とした上で2年延長する。

※わがまち特例としては新設

(3) 課税免除に関する条例の期限延長（6年度から適用）

秋田市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例について、適用期限を3年延長する。

外旭川地区のまちづくりについて

- 1 秋田市外旭川地区まちづくり基本計画（案） 資料1

- 2 秋田市外旭川地区におけるまちづくり事業の推進に関する協定（案） 資料2

- 3 令和6年度スケジュール（案） 資料3

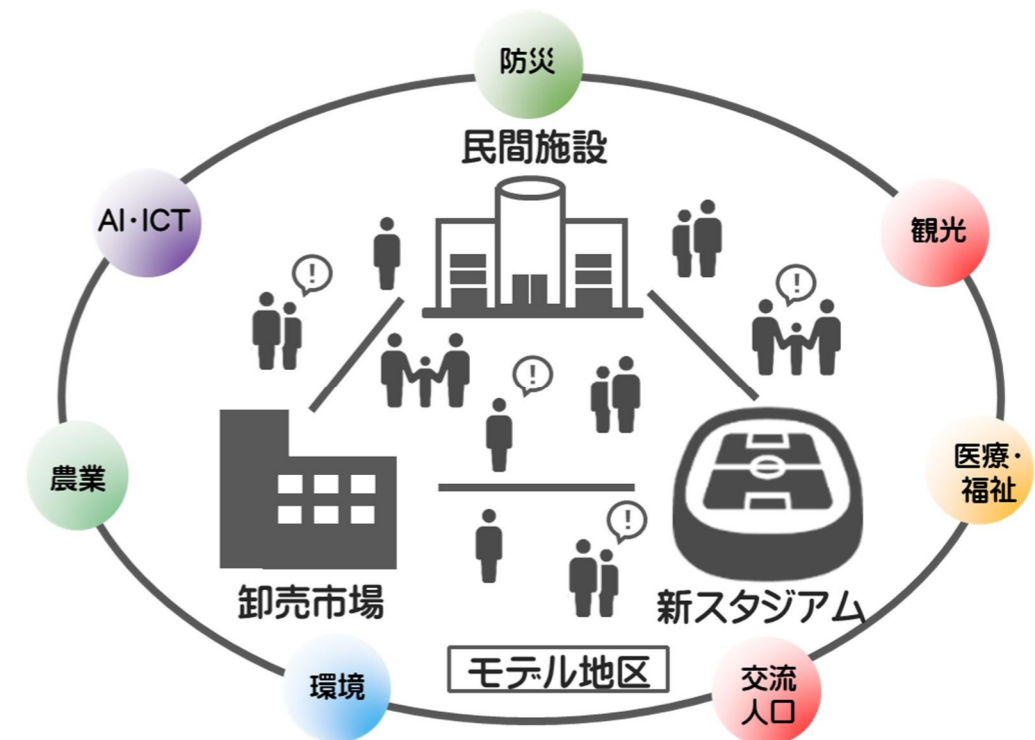
秋田市外旭川地区まちづくり基本計画（案）

令和 6 年 3 月

秋田市

集う はじまる ここから広がる

人が集い、つながり、にぎわいが生まれる
 多彩なアイデアが集まり、新しいことがはじまる
 ここで未来がはぐくまれ、そして広がる



目次

1章 基本計画の位置付け	1
2章 モデル地区の範囲	3
3章 官民連携による取組	7
4章 地域未来投資促進法の活用	27
5章 地域への経済効果	29
6章 推進体制	31
7章 事業スケジュール	32

用語解説	33
------	----

1章 基本計画の位置付け

1 外旭川地区まちづくりの目的

(1) 背景

静かな生活環境や身近にある豊かな自然、旬の食べ物など四季を感じる暮らし、人と人との適度な距離感やつながり、地域の営みや歴史に根ざした文化、こうした地方都市の日常がもたらす「心豊かな暮らし」は、まちに対する愛着の源泉となります。

一方、本市においても人口減少・少子高齢化が進行しており、このままでは、市税の減少や医療・介護等に係る社会保障費の増加、労働力の不足、消費の縮小など、本市財政や経済活動をはじめ、様々な分野に大きな影響が生じると想定されます。

このような状況下にあっても「心豊かな暮らし」を実感するためには、日々の暮らしを支えるしっかりとした土台を固めることが重要であり、安定した仕事や収入、防災等の安全安心、子育てしやすい環境、健康長寿、充実した公共交通、新しい日常を支える先端技術など、人口減少下にあっても持続可能な社会基盤を構築することが不可欠です。

同時に、人口減少対策として、若者が本市に求めるもの、住み続けたいと感じるために必要なものについても考えていく必要があります。

令和元年度に実施した「しあわせづくり市民意識調査Ⅳ」では、本市の住み心地について、約7割の市民が「住みやすい」「どちらかといえば住みやすい」と回答されており、「今後も秋田市に住み続けたい」という方も約7割となっています。

「秋田市に住み続けるために必要なこと」については、「雇用の場の確保」の割合が61.6%で最も高く、これに「若者にとって魅力のあるまちづくり」が48.9%、「非正規雇用などの不安定な雇用の改善や収入の増加」が44.6%と続きます。

そして、秋田市内外の10代から30代の男女を対象とした「秋田市シティプロモーション基本方針の策定に向けた調査（令和元年9月）」では、本市に住み続けるために必要なものとして、「娯楽施設の増設・整備、お店、レジャー施設、商業施設、遊び場、イベントの開催」に関する回答が最も多く、若者の定住には、新たなにぎわいを創出するこれらの施設についても一定の必要性があると認識しています。

(2) まちづくりの目的

このような認識のもと、本市では、官民連携による将来を見据えたまちづくりのモデル地区整備に向け、昨年度、大きな方向性を示す「秋田市外旭川地区まちづくり基本構想（以下「基本構想」）」を策定しました。

このモデル地区では、民間事業者の知見や資金を活用した先端技術の導入により、持続可能な社会基盤の構築や、地域資源を生かした交流人口の拡大などに向け、様々な取組を進めたいと考えています。

また、更新時期を迎えた卸売市場の再整備と併せ、新スタジアムや民間施設を一体的に整備することにより、様々な相乗効果を目指します。

目的1 人口減少下にあっても持続可能な社会基盤の構築

目的2 交流人口の拡大による新しい活力や魅力づくり

2 外旭川地区を選定した理由

外旭川地区は、秋田自動車道秋田北インターチェンジや秋田港からも近く、交通・物流機能に優れた地域性を有しています。また、JR泉外旭川駅が開業し、都市計画道路泉外旭川線の整備も進められており、今後、利便性がさらに向上することが見込まれています。

そのほかにも、物流拠点としての役割を担う卸売市場の再整備によって、市有地に一定の余剰地が生じることから、周辺の土地との一体的なまちづくりによる相乗効果が期待されます。

3 事業パートナーの位置付けと役割

令和4年3月、公募型プロポーザルにより、本市と協働でまちづくりを進める事業パートナーとしてイオンタウン株式会社を選定し、令和5年3月に同社の支援を受けて、本市が基本構想を策定しました。

同社は、引き続き、本市とともに公共的な役割を担う代表事業者の立場として、関連する民間事業者との調整を行うほか、事業主体としても参画することとしています。



4 官民連携の手法

「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（以下「地域未来投資促進法」）」は、地域の特性を活用した事業の生み出す経済的効果に着目し、これを最大化する地方自治体の取組を支援する法律です。

この法律によって民間事業者は、建物・機械等の設備投資に関する地域未来投資促進税制など税制による支援措置や、信用保証協会による債務保証などの金融による支援措置、各種予算事業における加算措置などの予算による支援措置、工場立地法における環境施設面積率・緑地面積率の緩和など規制の特例措置が受けられることになります。

官民連携で取り組む外旭川地区のまちづくりは、民間事業者の知見や資金が欠かせないものであり、民間事業者に対してもメリットのある同法の支援措置を活用できるようにすることが、モデル地区の実現に向けた環境整備のために有効となります。

令和5年3月に策定した基本構想においても、地域の特性を生かすことや目指す方向性と親和性が高いことから、地域未来投資促進法を活用してモデル地区の実現を図るとしており、これを踏まえ、官民連携のモデル地区として検討する範囲を同法の重点促進区域の中に設定することを検討します。

5 計画の位置付け

(1) まちづくり基本計画の位置付け

この基本計画は、官民連携によるまちづくりの実現のため、上位計画である「県都『あきた』創生プラン（第14次秋田市総合計画）」や「第7次秋田市総合都市計画」を受けて策定した基本構想を踏まえ、モデル地区における本市の課題解決に向けた取組の基本的な方針や施設内容等についての方向性を明らかにするものです。



(2) 計画の連携とフィードバック

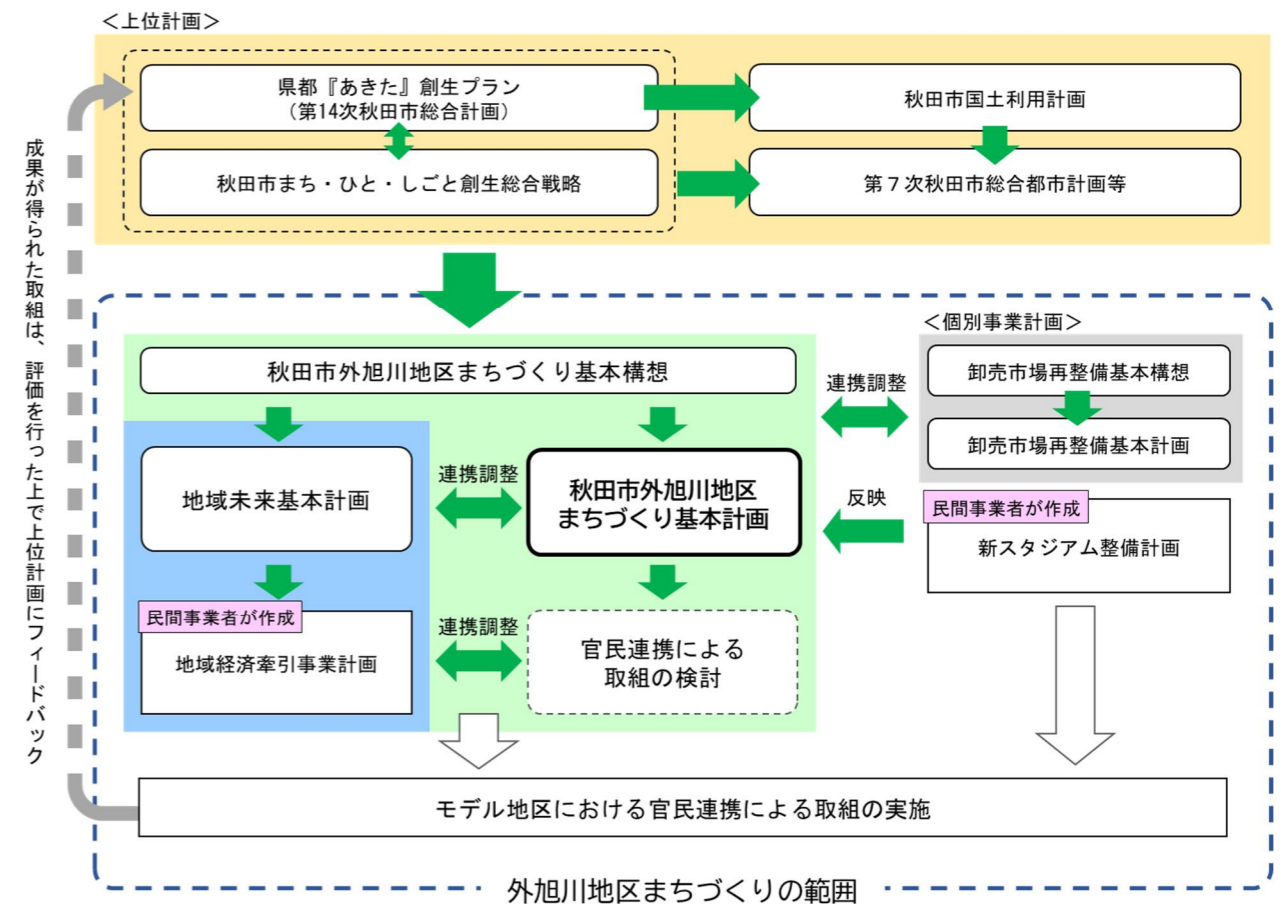
地域未来投資促進法に基づく民間事業者に対する支援措置や土地利用規制の特例措置等の活用にあたっては、県と十分な協議を行い、地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画（以下「地域未来基本計画」）を作成する必要があります。

この地域未来基本計画について、国の同意を得た後に、民間事業者が具体的な事業内容を盛り込んだ地域経済牽引事業に関する計画（以下「地域経済牽引事業計画」）を作成することになります。

このことから、モデル地区における官民連携の取組については、地域経済牽引事業計画と連携調整を図りながら検討を進め、具体化していくこととします。

また、モデル地区における実証的な取組で得られた成果は、広く他の地域に波及させていきたいと考えています。

このため、事業パートナーをはじめとする民間事業者と連携して取組をモニタリングし、モデル地区以外の地域においても一定の成果が得られると評価されたものについては、他の地域における取組・事業として位置付けるなど、上位計画にフィードバックを行い、同様の課題を持つ他の地域でも展開を図ります。



2章 モデル地区の範囲

1 外旭川地区の概況



図 モデル地区の位置

本市の北部地域に位置する外旭川地区は、JR泉外旭川駅や秋田自動車道秋田北インターチェンジ、秋田港に近接していることに加え、市の中心部と当該地区を結ぶ新たな幹線道路の整備が進められるなど、交通・物流機能の充実が図られています。

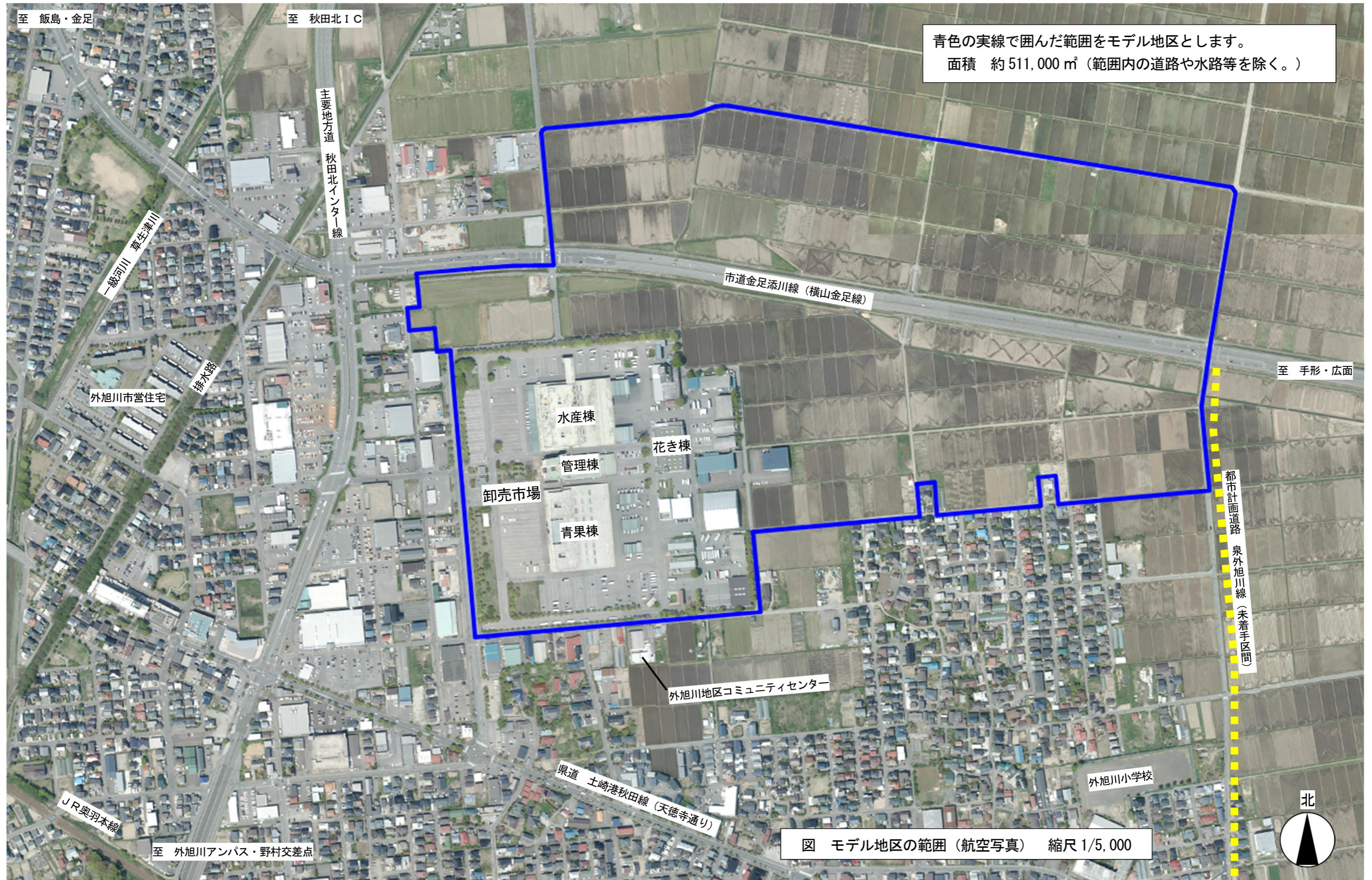
アクセス（モデル地区の中心部まで）

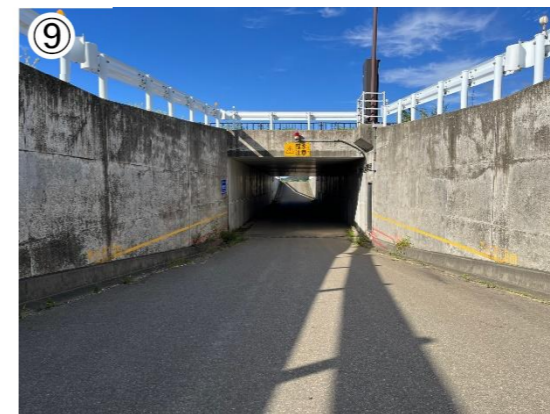
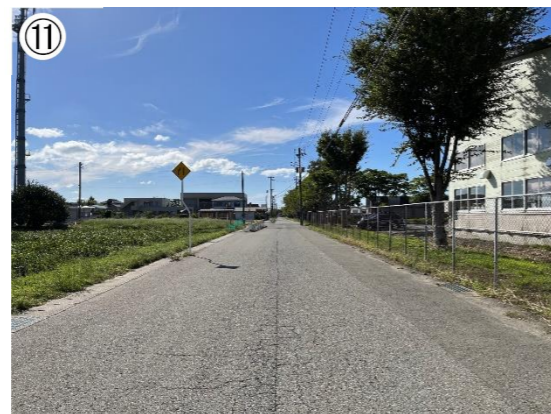
JR泉外旭川駅から	約 1.9 km
JR土崎駅から	約 2.6 km
JR秋田駅から	約 4.7 km
秋田自動車道秋田北ICから	約 2.7 km
秋田港（クルーズターミナル）から	約 4.0 km
秋田市役所から	約 3.8 km



図 外旭川地区の位置と特性 縮尺 1/50,000

2 モデル地区の範囲



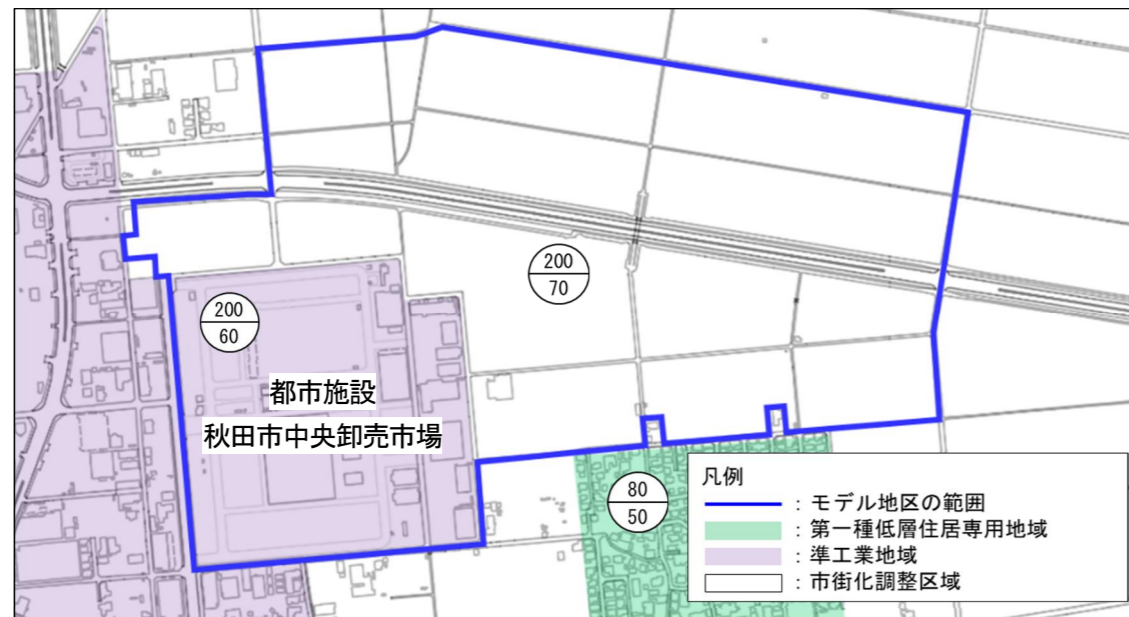


4 モデル地区の概要

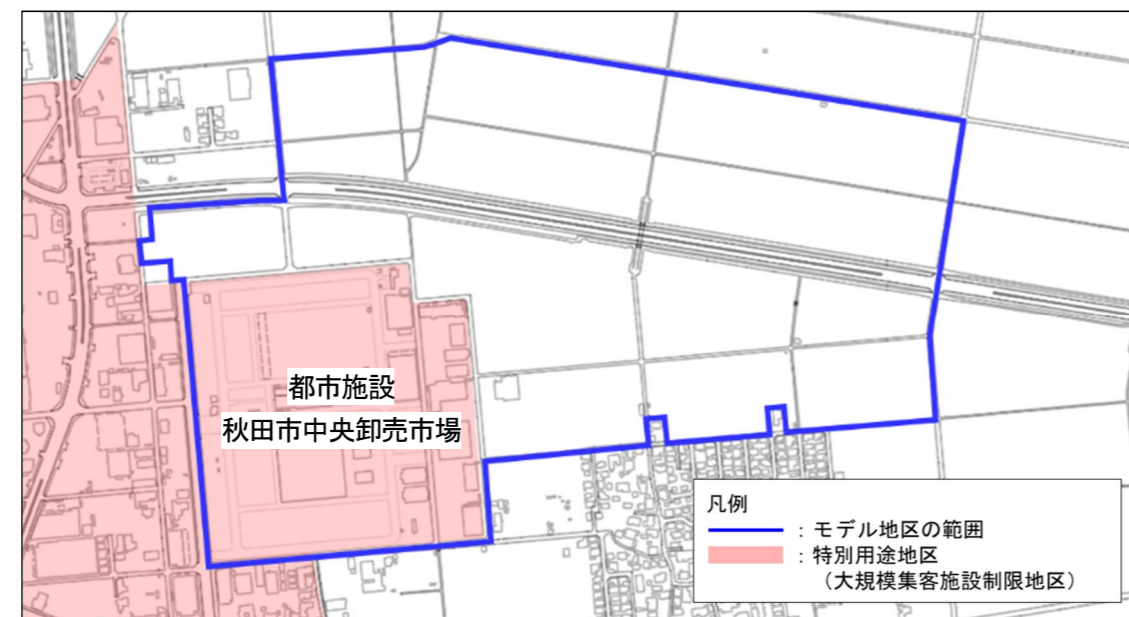
モデル地区の面積は、都市施設^{※1}である秋田市中心卸売市場（約 146,000 m²）を含む約 511,000 m²です。

このうち約 365,000 m²は、市街化調整区域^{※2}で、その大部分が農業振興地域^{※3}内の農用地区域^{※4}に設定されています。

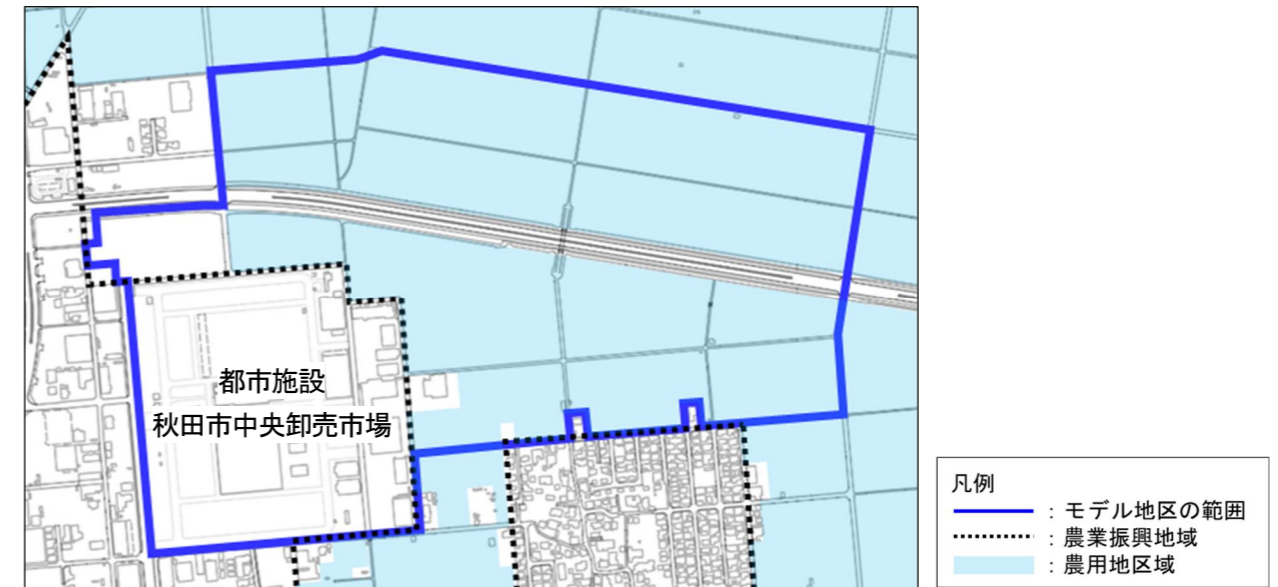
また、現卸売市場敷地は、市街化区域^{※5}に位置し、用途地域^{※6}が準工業地域^{※7}であることから、特別用途地区（大規模集客施設制限地区）に指定されています。



都市計画図（用途地域）



都市計画図（特別用途地区）



農業振興地域・農用地区域指定図

<都市計画の概要>

	卸売市場部分	その他の部分
区域区分	市街化区域	市街化調整区域
用途地域	準工業地域	指定なし
容積率	200%	200%
建蔽率	60%	70%
特別用途地区	大規模集客施設制限地区	指定なし

【特別用途地区（大規模集客施設制限地区）】

特別用途地区は、用途地域内の一定の地区において、当該地区の特性にふさわしい土地利用の増進、環境の保護等の特別の目的の実現を図るため、当該用途地域の指定を補完して定める地区です。

本市では、平成 20 年 7 月 1 日に準工業地域において大規模集客施設制限地区を都市計画決定するとともに「秋田市特別用途地区内における建築物の制限に関する条例」を設定し、多くの人が集まる劇場、映画館、演芸場、観覧場、店舗、飲食店等の建築物で、その用途に使われる部分（劇場、映画館、演芸場、観覧場は客席部分のみ）の床面積が 10,000 m²を超えるものの建築を制限しています。

3章 官民連携による取組

1 課題解決に向けた官民連携による取組

モデル地区では、地域の特性を生かしつつ、本市が抱える課題の解決に向けた官民連携による取組を進めます。

これらの取組については、展開するフィールドが整備された後、3年程度の実証期間を経て実装に移行することを想定しており、それぞれを連携させるとともに、継続的に追加や見直しを図ります。

■ 本市が抱える課題

産 業	多様な担い手の育成とICT ^{※8} 等先端技術の活用などによる健全で持続的に発展する産業の確立
観 光	観光客のニーズを的確に捉えた魅力ある観光コンテンツの提供と受入体制の強化
ス ポ ー ツ	地域資源であるトップスポーツを核とした交流人口の拡大や市民が気軽にスポーツを楽しめる環境整備の推進
環 境	再生可能エネルギー ^{※9} や省エネルギー設備の導入促進と次世代エネルギーの活用による脱炭素社会の構築
防 災	災害に強いまちづくりに向けた防災・減災に対応した都市機能の充実
移 動	持続可能な公共交通ネットワークの再構築やICTの活用による市民の利便性確保と効率性の両立
教 育	子どもたちに必要な情報能力を育むための「学びの場」の提供
医療・福祉	健康長寿につながる高齢者自らの生きがいをづくりと社会参加の促進

■ 課題解決に向けた官民連携による取組

- (1) 地域交流の場の創出と起業支援
- (2) 農業を通じた交流人口の拡大と次世代型農業の実践
- (3) 自動運転技術を活用した環境配慮型移動システムの導入
- (4) リアルとバーチャルを融合した体験施設による交流人口の拡大
- (5) エリア内電力供給の最適化と災害時の電力供給システムの構築
- (6) スタジアムを活用した健康づくりと防災機能の強化
- (7) 次世代医療と多様な社会参加の機会の提供
- (8) データ連携基盤の構築とデータの活用による利便性の向上

■ 取組による成果の波及とマネジメント

モデル地区で実施する取組で得られた成果については、広く他の地域に波及させていきたいと考えていますが、その波及は取組そのものを行うだけでなく、それぞれの地域における課題や実情に合わせ、「仕組み」や「手法」を活用した別の方法での実施、実証的な取組を通じて育成された優秀な人材や技術の移転、課題解決に向けた機運醸成と市民への普及など、様々な形を想定しています。

また、モデル地区で実施する取組については、進捗状況や有効性、他地域での活用可能性などの観点で評価し、その成果を検証するとともに、課題を整理しながら取組の見直しを行うこととします。

加えて、モデル地区での取組は、本市が行っている様々な計画や事業と連動するものもあることから、公共性が高く、市として取り組むことが適当なものについては、総合計画の取組・事業として位置付け、状況に応じて全市的な波及を図ることとし、他地域に波及させる取組についても、各種計画でそれぞれ設定しているKPI（重要業績評価指標）^{※10}や指標等に基づく検証などを行っていきます。



2 施設配置（ゾーニング）と取組を展開するフィールド

(1) 施設配置（ゾーニング）

- ・卸売市場は、卸売市場再整備基本計画の検討状況に基づき、現卸売市場敷地の南側とします。
- ・新スタジアムは、ブラウブリッツ秋田が作成した新スタジアム整備計画を踏まえ、卸売市場の再整備によって生じる余剰地を建設地とします。
- ・民間施設は、基本構想で示した施設配置を見直し、下図のとおりとします。

(2) 取組を展開する主なフィールド

本市が抱える課題の解決と持続可能な社会基盤の構築や交流人口の拡大に向け、前ページで示した各取組をモデル地区内のフィールドで一体的に展開します。

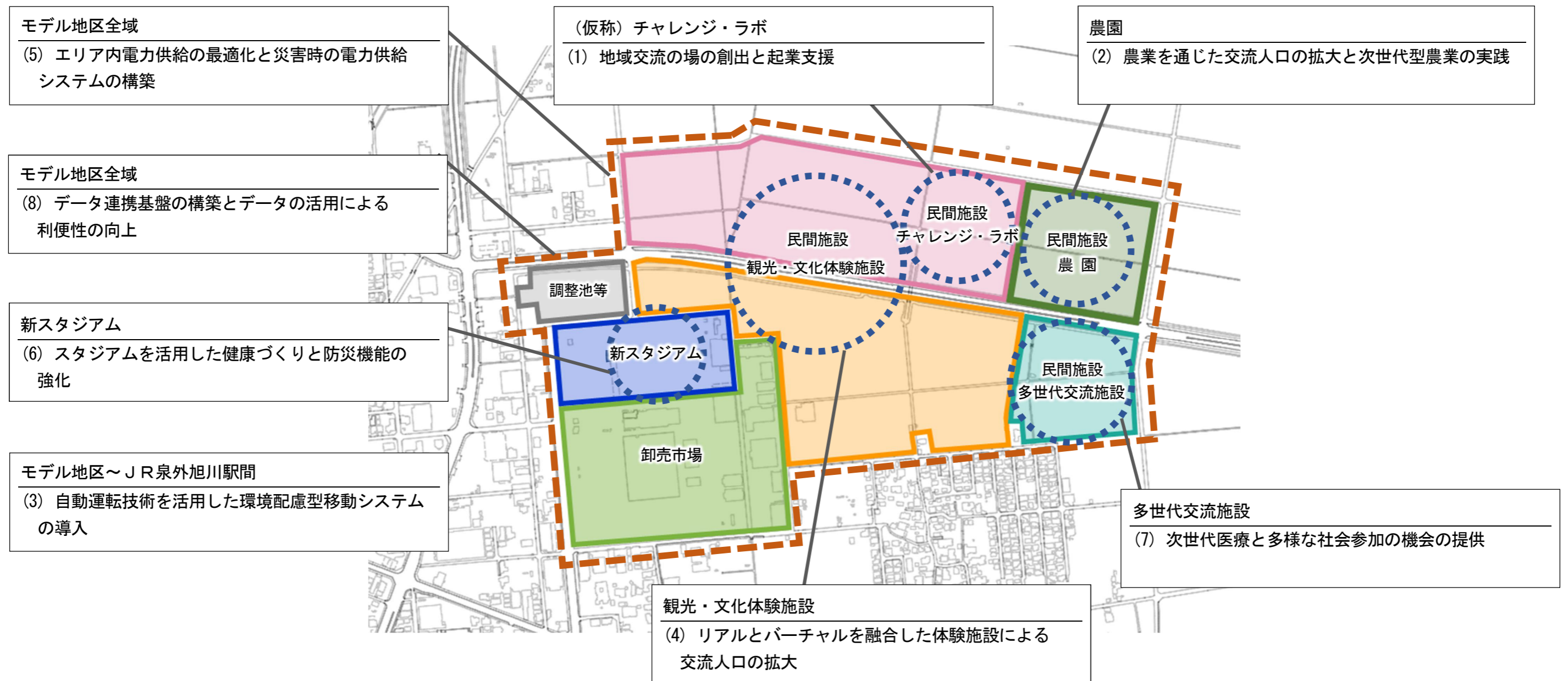


図 施設配置と取組を展開するフィールド

(1) 地域交流の場の創出と起業支援

■ 事業概要

地域の人々が気軽に利用できるパブリックスペースに加え、子どもたちがプログラミングや身近なデータの活用を体験しながら学べるIT教育の場のほか、若者と企業の接点となり、交流から共同研究、将来的には起業や新規事業へと発展させることのできる場として「(仮称)チャレンジ・ラボ」を創設します。

また、小売店や飲食店の新規開業を目指す若者等が本格的な開業の前に一定期間試験的な営業ができるチャレンジショップを併設し、新たな挑戦を後押しする環境を整備します。

■ 事業主体

- ・秋田市：施設の設定、ノウハウの提供
- ・イオンタウン株式会社：施設の運営

■ 主な取組

(仮称)チャレンジ・ラボは、子どもから大人まで気軽に集まり、思い思いに時間を過ごすことのできるオープンスペースのほか、カフェを併設したコワーキングスペース^{※11}、会議室、研究室など、若者、大学、企業の交流・連携から共同研究、そして起業や新規事業へとつながり、アイデアが形になる場とします。

また、市民が先端的なサービスやデータの活用などを気軽に楽しむことのできる環境を整え、データサイエンティスト^{※12}やIT人材育成の機運を醸成し、将来的には、本施設を中心に「子どものIT教育」、「大学等と連携したIT人材の育成」、「企業への優秀な人材の輩出」という起業や地元企業の成長・発展を後押しするサイクルの形成を目指します。

DX^{※13}・GX^{※14}関連ビジネスフロア

- ・主に、本市に立地しようとするIT企業や再生可能エネルギー関連企業、チャレンジオフィスあきた卒業企業などが入居できるオフィススペースとします。
- ・入居事業者が、大学等と連携し地域課題の解決に向けて取り組むとともに、社会変容に対応した新たなビジネスを創出できる環境を整えます。

デジタル技術研究・企業交流フロア

- ・情報通信企業と提携し、最新鋭の機材の提供を受けながら、子どもたちが先端的技術に親しみ、学生等が最先端の研究に取り組むことが可能なスペースとします。
- ・AI^{※15}、ビッグデータ^{※16}の解析等、先端技術の研究に取り組む専門家等との意見交換、共同研究を行う環境を整備します。
- ・市民が気軽に集い、起業家や若者がくつろぎながらミーティング等を行うことのできるカフェを併設したオープンスペースとします。

インキュベーションフロア

- ・専門の相談員が創業希望者からの相談に応じるスペースとします。
- ・通信環境を整備し、チャレンジオフィスあきたに常駐する専門家とのオンライン面談などを行います。

このほか、チャレンジショップでは、新規開業を目指す若者等が期間限定で安価に入居でき、実際に販売等を行いながら、専門家による売上や来店客に関するデータの収集と分析、経営等に関するサポート等を受けられる環境を整え、将来的な本格開業・新規出店を後押しします。

■ 波及のイメージ

- ・起業や新規事業の創出により、新しいことにチャレンジする機運の醸成や、地域産業の活性化が図られるとともに、魅力のある就職先が増加することで、若者の県外流出の抑制と県外からの移住が促進されます。
- ・モデル地区における起業の増加等により認知度が向上することで、ベンチャーキャピタル^{※17}や個人投資家による投資資金が地域に流入し、より起業しやすい環境が整備される好循環が生まれます。
- ・モデル地区で起業した事業者やスタートアップ企業^{※18}等の業務拡大による事務所の移転やチャレンジショップで開業を体験した若者等が出店することで、中心市街地などのにぎわい創出につながります。
- ・IT人材やデータサイエンティストなどが輩出されるサイクルの形成により、優秀な人材を求める企業の立地や事務所の設置等が促進され、企業数の増加や地元企業の競争力の強化に伴い、市民所得や税収の増加が見込まれます。
- ・子どもたちがIT教育を身近に体験することで、IT人材の育成が進み、デジタル技術を身につけた若者の起業や地元就職が促進されます。

(2) 農業を通じた交流人口の拡大と次世代型農業の実践

■ 事業概要

農園での収穫体験などを通じて、来場者が農業に触れる機会を提供するとともに、農業に興味を持った人が就農できるよう支援を行います。

観光農園では、いちごなどの収穫体験を通して、子どもたちの食育と農業に関心を持つ機会を提供します。

また、産学官の連携により、先端技術の活用によるスマート農業^{※19}の促進を図ることで、担い手の減少や労働力不足に対応し、農業生産性の向上を図ります。

■ 事業主体

- ・イオンアグリ創造株式会社：施設の設定・運営（地元農業者の参画についても検討中）
- ・公立大学法人秋田県立大学：連携協力・技術支援

■ 主な取組

観光農園では、冬春いちご（11月～3月）と夏いちご（6月～11月）の栽培により、1年を通じた収穫体験を可能とすることで、子どもから大人まで楽しみながら農業に触れる機会とするほか、不足している本市の冬の観光コンテンツとします。

また、農業体験などの機会を提供することにより、農業を職業の選択肢として捉える児童生徒の増加を目指します。

さらに、収穫物の加工による高付加価値化やモデル地区内の売店、飲食店での提供など6次産業化^{※20}に取り組むとともに、次世代型農業の本市他地域への波及を目指します。

また、温浴施設の熱源の活用によるCO₂排出量と暖房費削減により、ゼロカーボン^{※21}の推進に貢献します。

■ 波及のイメージ

- ・農業に触れる多様な機会を提供することで、農業に興味を持ち、職業の選択肢とする人が増え、就農人口の増加や農業の担い手不足の解消につながります。
- ・スマート農業をはじめとした先端的な技術を活用した栽培技術等の普及により、省力化や高収益化、農家の収入安定化につながります。
- ・モデル地区で実証されたスマート農業等の技術やノウハウを各地域の実情に合わせて展開することで、地域が抱える課題の解決につながります。
- ・先端技術を活用した農業技術を習得した人材が、他地域でスマート農業を実践することで、全市的な取組の波及が期待できます。



写真 秋田市園芸振興センター

(3) 自動運転技術を活用した環境配慮型移動システムの導入

■ 事業概要

JR泉外旭川駅とモデル地区の間で、柔軟で利便性の高い移動手段であるデマンド型EV自動運転シャトル^{※22}を運行することにより、モデル地区およびその周辺へのアクセス性の向上と、シャトル利用者増加による人員輸送の効率化や、自動運転の普及につなげます。

■ 事業主体

- ・自動運転サービス提供事業者：デマンド型EV自動運転シャトルの運行・管理（株式会社山二ほか）
- ・イオンタウン株式会社：連携協力

■ 主な取組

自動運転レベル4以上のデマンド型EV自動運転シャトルの運行について、①調査・研究、②エリア内における実証、③エリア外（公道）における実証、④実装、⑤効果を踏まえた横展開の5段階で進めることを想定しています。

始点・終点は、JR泉外旭川駅およびモデル地区を想定していますが、実施主体、費用負担、路線、バスロケーションシステム^{※23}をはじめとした運行データの利活用などの具体的な内容については、令和6年度以降の調査・研究の中で協議・検討を行います。

■ 波及のイメージ

- ・自動運転の実用化が進むことにより、市民の交通手段の充実や利便性向上が図られ、高齢者等が外出する機会の増加につながります。
- ・従来型のバスから電動バスへの切替えにより、CO₂排出量が削減され、環境負荷が低減されるとともに、環境に対する意識の向上につながります。
- ・路線バスやマイタウンバス、タクシーなどへの転用による運転士不足への対応が期待されるほか、公共交通網の充実により、交通量の減少に伴う渋滞や交通事故の減少が見込まれます。



写真 イオンタウン千種

(4) リアルとバーチャルを融合した体験施設による交流人口の拡大

■ 事業概要

モデル地区が訪日外国人や県外観光客を本県・本市に呼び込むハブとなるよう、発酵文化を中心とした「リアルな体験」とデジタルを活用した「バーチャルな体験」を融合させた観光・文化体験施設により、交流人口の拡大を図ります。

■ 事業主体

- ・イオンタウン株式会社：施設の設置
- ・あきた発酵文化研究会：施設の運営（検討中）
- ・キャノンマーケティングジャパン株式会社：映像・コンテンツ等の制作

【あきた発酵文化研究会】

発酵をテーマとした観光・集客施設の可能性等を検討することを目的として発足した研究会。

<参加企業・団体>

秋田日産自動車株式会社、秋田県酒造協同組合、秋田県味噌醤油工業協同組合、J A全農秋田県本部、株式会社秋田県酒類卸、小玉醸造株式会社、株式会社秋田今野商店、株式会社アジマックス、株式会社ヤマダフーズ、株式会社JTB秋田支店、よこて発酵文化研究所、株式会社北都銀行、イオンタウン株式会社 ほか

■ 主な取組

秋田を味わい、体験し、感動を生み出す交流拠点施設とデジタルを活用したバーチャル空間により、リアル・バーチャルの双方で人と人が交流し、地域への愛着増進を図るとともに、交流人口の拡大とにぎわい創出につなげます。

リアルな体験

- ・日本の伝統文化の中で、特に秋田県で古くから受け継がれてきた発酵食品に焦点を当てたテーマ型の施設で伝統的な食文化に触れる機会を創出します。
- ・地元産食材を活用したレストランや卸売市場と連携した場外市場での「食」の体験を提供します。

デジタルを活用したバーチャル空間等での体験

- ・XR^{※24}等の技術による地域の観光資源や歴史、文化をテーマにした映像体験を提供します。
- ・季節、時間、場所を問わない同一空間内の利用者同士又は利用者と市民の交流を促進します。
- ・バーチャル空間での交流促進による関係人口の創出・拡大と地域への関心や帰属意識の醸成を図ります。
- ・道の駅や観光施設等と連携し、ショールームや期間限定で開設するポップアップストア^{※25}などを構築し、地域の商品・サービスの販売や催事・イベントを開催します。

■ あきた発酵文化研究会における検討状況

令和5年3月に日本の「伝統的酒造り」がユネスコ無形文化遺産に提案されるなど、現在、発酵文化が注目を集めています。

日本酒をはじめとした発酵食品の生産から加工、販売、消費まで見て、体験し、学び、味わうことができる施設として「(仮称)あきた発酵文化体験施設」が集客施設の核となるよう、事業の実現に向け、事業主体や事業手法、助成金の適用等について検討を続けていきます。

■ 波及のイメージ

- ・観光・文化体験施設に訪れた観光客が市内を周遊し、他地域で買い物、宿泊等の消費活動を行うことによる経済効果やにぎわいの創出が見込まれます。
- ・バーチャル空間を観光施設や伝統文化、イベント、特産品などの新たなPRツールとして活用することで、国内外からの誘客促進につながります。
- ・地元の伝統文化や伝統食に触れる機会が増加することで、後継者や担い手不足の解消、伝統技術の承継が図られます。
- ・観光・文化体験施設における実際の体験を通じ、バーチャル空間におけるポップアップストアで商品を購入するなど新たなニーズが創出されます。
- ・参画する地元企業の増加により、産業の活性化が図られます。

(5) エリア内電力供給の最適化と災害時の電力供給システムの構築

■ 事業概要

政府による 2050 年カーボンニュートラル宣言^{※26}を受け、本市でも令和5年2月に市内の二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指す「秋田市ゼロカーボンシティ宣言」を行いました。

外旭川地区まちづくりにおいても、AIやICTを活用した電力の需要予測に基づき、再生可能エネルギーの電力利用状況等を見える化するするとともに、リアルタイムに導入設備の最適制御を行うなど、ゼロカーボンの実現に向けた取組を進めます。

また、地域エネルギーマネジメントシステム（AEMS）^{※27}の導入により、電源設備を一元的に管理することでエネルギーコストを削減するとともに、モデル地区内のマイクログリッド^{※28}化による電力融通により、停電時にモデル地区内の各施設へ電力を供給します。

さらに、本市において現在検討を進めている（仮称）秋田市新エネルギービジョン等と連携を図り、新エネルギー関連産業の振興による経済と環境の好循環を持続的な経済成長へとつなげるため、本市で生み出されたクリーン電力を効率的に利活用する「クリーンエネルギーの地産地活」の実現を目指します。

■ 事業主体

- ・イオンタウン株式会社：施設の設置
- ・東北エネルギーサービス株式会社ほか：システムの管理・運営



■ 主な取組

モデル地区内の太陽光発電設備で作られた電力を使用し、不足分については風力発電等の秋田県産再生可能エネルギーにより、モデル地区内において使用する電力量の100%を再生可能エネルギーで賄うことを目指します。

また、再生可能エネルギーの有効活用や災害時のバックアップ電源確保の観点から大型蓄電池を導入するとともに、卸売市場、新スタジアム、民間施設でマイクログリッドを構成し、ゼロカーボンの実現や防災・減災に対応した都市機能の強化を図ります。

将来的には、水素などの次世代エネルギーも活用し、供給拠点となる水素ステーションの設置や燃料電池^{※29}の導入など、更なるゼロカーボン推進に貢献します。

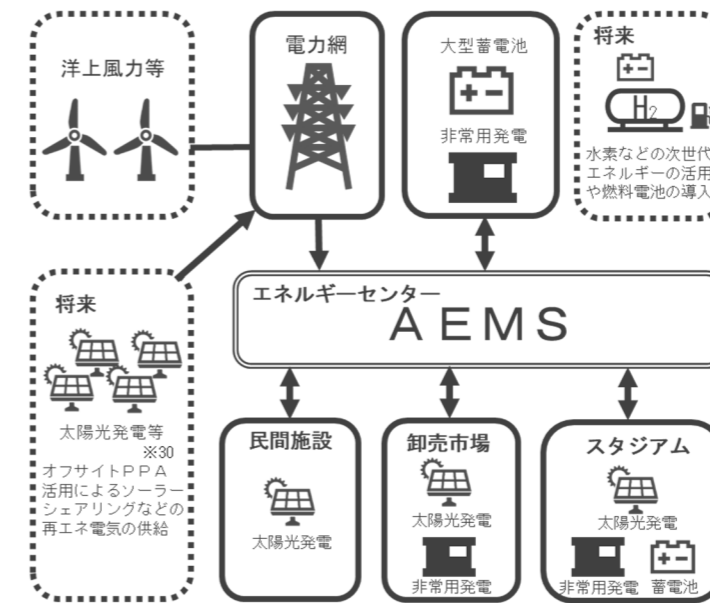


写真 イオンタウン湖西新居

■ 波及のイメージ

- ・地域エネルギーマネジメントシステムやエリアデマンド制御^{※31}を導入することで、エネルギーコストの削減や環境負荷の低減が図られ、ゼロカーボンの実現に向けた取組が促進されます。
- ・エリア内の各施設における使用電力の見える化により、省エネ意識が醸成されるとともに、各家庭におけるゼロカーボンの実現に向けた取組の契機となります。
- ・マイクログリッド化が他地域にも広がることで、防災・減災に対応した都市機能の強化につながるるとともに、市内各所に蓄電池の導入が進むことで、頻発する気象災害発生時における被災者への電力が確保されるほか、蓄電池と再生可能エネルギーとの組み合わせにより電力の安定供給が図られます。
- ・秋田県産再生可能エネルギー電力の使用により、ゼロカーボンの実現に向けた取組やエネルギーの地産地活が進むとともに、環境に対する意識が向上します。
- ・水素などの次世代エネルギーを導入することで、環境負荷が低減されるとともに、地域のゼロカーボン実現に向けた取組の促進につながります。

(6) スタジアムを活用した健康づくりと防災機能の強化

■ 事業概要

天然芝のフィールドを活用した健康イベントやコンコース^{※32}の多目的利用などにより、気軽にスポーツを楽しめる環境を提供します。

また、市外からのアクセスと市街地へのアクセスの良さを生かした災害時の避難・救援活動の拠点となるよう、スタジアムの一部に災害時の支援物資の保管スペースを確保し、卸売市場と連携した救援物資の集約・供給を行います。

■ 事業主体

- ・株式会社ブラウブリッツ秋田：施設の設置・運営（県・市・ブラウブリッツ秋田の三者で協議中）
- ・イオンタウン株式会社：BCP^{※33}ノウハウの提供、市との防災協定等
- ・秋田市：健康イベント、防災イベントの実施

■ 主な取組

多目的利用

現在、日本プロサッカーリーグ（Jリーグ）に加盟しているブラウブリッツ秋田のホームスタジアムとなる新スタジアムについては、周辺施設との連携を図りながら、新たなにぎわいの創出や交流人口の拡大につながる利用満足度の高い施設を目指します。

また、フィールドでサッカー以外の競技やイベントを開催するとともに、インナーコンコース^{※32}にすることで、季節や天候に左右されずに年間を通してウォーキングやランニングができるスタジアムとします。

防災機能

物資の保管スペースを設け、食料や防災用資材等の支援物資を集約するとともに、卸売市場の物流機能と連携して、秋田自動車道秋田北インターチェンジや秋田港に近い地域性を活かし、市内・県内の被災地へ支援物資等を迅速に供給する拠点となります。

災害時には、フィールドやコンコースで近隣住民の一時的な避難を受け入れることも可能であり、雨水を貯留することで断水時でも利用可能なトイレとするなど、災害時の活用を想定した整備を行います。

また、卸売市場のイベントに合わせて防災訓練を実施するなど、市民の防災意識の醸成を図ります。

■ 波及のイメージ

- ・天然芝のフィールドで様々な健康イベントを開催することにより、市民の健康づくりへの意識が向上し、健康寿命の延伸につながります。
- ・新スタジアムの災害対応の設備等を参考として、災害時の避難やトイレ利用を想定した施設が増加し、災害に強いまちの形成が図られます。
- ・モデル地区内で開催される各種イベントの際に、市民参加型の防災訓練や防災機能を紹介することで、市民の防災意識の向上につながります。

イオングループは全国各地で防災の取組を展開しており、外旭川のモデル地区においても、本市と協力しながら以下の取組を進めることとしています。

イオングループの取組

事業継続マネジメント：有事の際、イオングループのBCPを実行し、関係各所と連携し、災害エリアの早期復旧・復興を目指します。

①情報インフラの整備

- ・災害時にはイオングループ国内95社が、被災情報の連携により迅速な対応を行います。

②施設における安全・安心対策の強化

- ・災害時に施設の一部区画やバルーンシェルターを開放し、一時避難場所として対応します。断水状態であっても受水槽内の飲料水を利用できるように緊急用取り出し口を設置し、避難者等へ供給します。

③商品・物流におけるサプライチェーンの強化（指定公共機関の指定）

- ・食品、日用品メーカー等約60社と情報を可視化し、支援物資の輸送時間が大幅に短縮され、被災地に必要な物資を迅速かつ効率的に届ける仕組みを構築しています。

④事業継続能力向上に向けた訓練計画の立案と実行

- ・グループや電力会社との合同訓練や、地元団体と連携した継続的な啓蒙活動を実施します。

⑤外部連携の強化とシステム化

- ・陸上自衛隊や日本航空株式会社、全国10社の電力会社とも協定を締結しており、有事の際は協力してインフラ整備や物資提供などの支援を行うことで、復興拠点としての役割を果たします。

イオンBCM^{※34}プロジェクト

- ・災害時の物資調達に関する協定：イオングループ各社において、秋田市と災害時における応急生活物資の供給等に関する協定を締結しており、災害時には秋田市、周辺エリアのグループ企業と連携し、生活物資の支援を実施します。
- ・啓蒙活動の実施：持続的な啓蒙活動を実施し、防災に関する意識付けを行います。
- ・救護支援：民間施設（多世代交流施設）内および周辺の医療関連施設と連携し、負傷者などの支援を実施します。
- ・駐車場を開放した支援活動：地震等により施設内に入れない場合など、簡易トイレや給水車を配置し、避難されてきた方の生活支援を実施します。



防災訓練の様子
(イオンタウン釜石)



簡易トイレの設置
(イオンタウン田崎)



一時避難用バルーンシェルター
写真 イオンタウン千種

(7) 次世代医療と多様な社会参加の機会の提供

■ 事業概要

最先端の健診センターと多様な健康促進・交流施設を有するウェルネスゾーンを整備し、周辺の医療機関と連携した県民・市民の心身の健康維持と、多世代交流を通じた社会参加の機会の提供を目指します。また、ウェルネスゾーンを訪れる方や多世代交流施設の利用者等から収集した健康・運動・医療に関するデータを分析・可視化し、行動変容による健康寿命^{※35} 延伸や未病^{※36} の改善に活用するほか、スタートアップ企業などによる次世代医療ビジネスの研究・開発を推進します。

■ 事業主体

- ・国立大学法人秋田大学：医療関連事業・研究の提案、助言、計画立案、実施
- ・イオングループ：施設の設置
- ・社会医療法人正和会：施設の運営・管理
- ・ウェルネスゾーン検討懇談会：連携協力

【ウェルネスゾーン検討懇談会】

ウェルネスゾーンにおける取組が、人々が健康で安心して生活できる計画となるよう検討する目的で発足した懇談会。

<参加企業・団体>

- (会員) 社会福祉法人秋田県社会福祉協議会、国立大学法人秋田大学、
一般社団法人秋田県薬剤師会、一般社団法人秋田市医師会、イオングループ
- (オブザーバー) 一般社団法人秋田県医師会、秋田市
- (アドバイザー) 社会医療法人正和会

■ 主な取組

健康分野の知見と技術が集い、地域の健康寿命延伸を目指すこととし、必要な施設や機能については、医療・福祉に携わる専門家で構成する「ウェルネスゾーン検討懇談会」を中心に検討を行っています。

ウェルネスラボ

民間企業・大学共同の研究施設を設置し、スタートアップ企業の誘致につなげるとともに、モデル地区を次世代医療ビジネスの開発拠点として位置付けます。

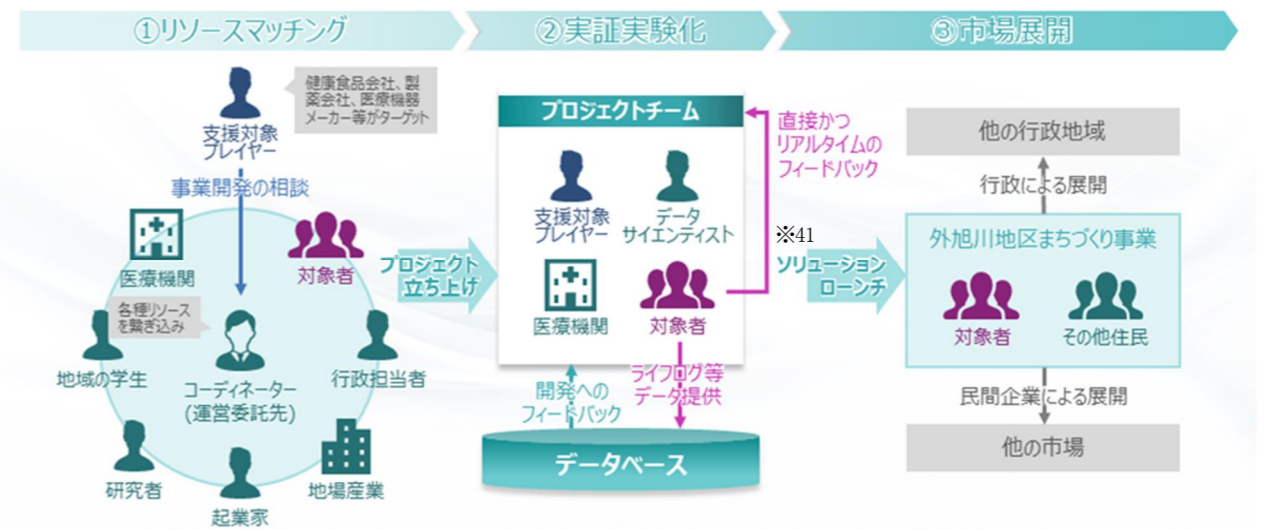
①健康管理デバイス^{※37}によるバイタルデータ^{※38}の収集と活用

対象者へ健康管理デバイスを配布し、日々の健康管理や健康状態の把握、診察券として活用します。

また、集約したデータはPHR^{※39}として、API^{※40}を介しデータ管理事業者や家族、医療関係者等と情報を共有・連携させ、包括的に地域住民の健康管理・予防支援を実施します。

②次世代医療ビジネス開発拠点の創出

対象者に配布した健康管理デバイスから得られたバイタルデータや、ウェルネスゾーンへ健診や運動に訪れた方からのデータを活用し、大学と民間企業が連携して研究・分析を行い、次世代医療ビジネスの開発を支援します。



CCRC

健康時から介護・医療が必要となる時まで、健康状態に応じて継続的なケアを提供する高齢者の共同体（CCRC）を多世代交流施設内に整備し、利用者が生涯学習やボランティアなどの社会参加を行い、生きがいを感じながら安心して自立した生活を送ることを目指します。

利用者は、健康管理デバイスを通じて生活習慣等のデータを提供するほか、座談会等で新サービスへのフィードバックを行う研究員として、ウェルネスラボの開発支援に参加するなど、利用者の社会参加の機会を創出します。

また、学生による利用者への買い物支援、利用者による放課後児童クラブでの子育て支援など、様々な交流の機会を創出し、多世代が共助するまちづくりを推進します。

健診センター

定期健診から企業健診も対応可能な最先端の健診センターを整備し、病気の早期発見につなげるとともに、提供されたデータを一元管理します。

医科学スポーツセンター

ブラウブリッツ秋田と協力し、プロアスリートから市民までを対象として、専門家による健康づくりのサポートや生活習慣病予防のための生活・運動指導を行います。

温浴療養・健康増進

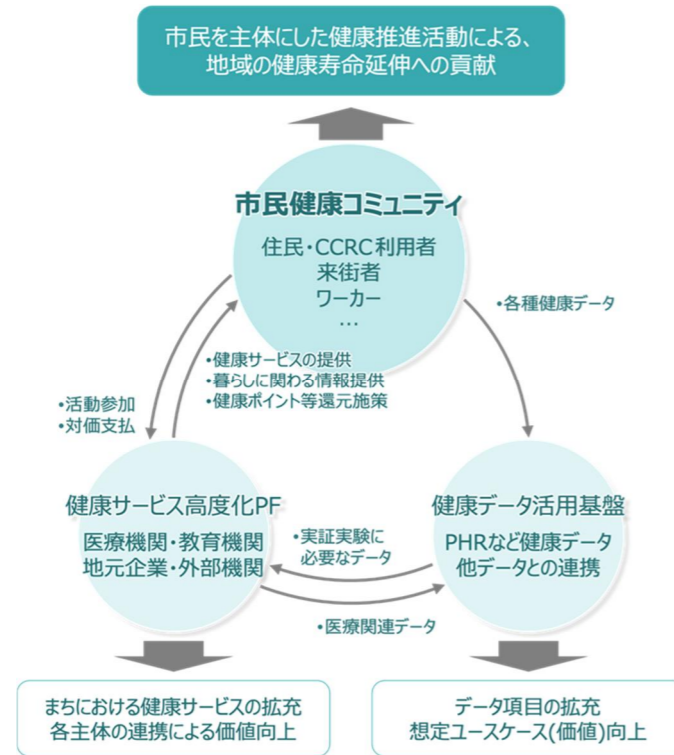
フィットネスやヨガをはじめ、理学療法士による支援も備えた温浴療養施設を設置し、心身の健康増進を促します。

研修施設

健診センターをはじめとした各種施設を教育支援の一環を担う大学の研修の場として提供し、医療・介護分野の人材育成に貢献します。

市民健康コミュニティ

地域住民やCCRC利用者、来街者、実証実験に参加するワーカーなどを対象として、地域の健康促進につながる様々なプログラムへの参加や交流を促します。



■ 波及のイメージ

- ウェルネスゾーンの訪問者等から収集したデータや健康管理デバイスから得られたデータの活用により、新たな次世代医療ビジネスが創出され、他地域にビジネスモデルが波及することで、健康寿命の延伸と医療費や介護費の削減につながります。
- 対象者に配布した健康管理デバイスで収集されたパーソナルデータを活用し、個人の健康管理を実施することで、健康意識が高まり、生活習慣の改善、病気の早期発見などにつながります。
- 健康・医療・介護に関するデータを集約しPHRとすることで、医療関係者や介護関係者等との情報共有が促進され、医療・介護分野の効率化・省力化が図られます。
- ウェルネスゾーンを市内大学等の研修の場とし、他地域でも活躍する医療や介護分野の人材を輩出します。
- ウェルネスラボを利用するスタートアップ企業で開発された次世代医療関連の商品やサービスが他地域にも波及します。
- 次世代医療関係のスタートアップ企業が集積し、実績が見えることで起業の気運が醸成されます。
- 多世代交流施設を中心に、学生とCCRCを利用する高齢者など多世代が共助するまちづくりのモデルが形成され、他地域にも同様の環境がつくられることで、高齢者が社会の支え手としての役割を担い、活躍できる社会の実現に貢献します。

(8) データ連携基盤の構築とデータの活用による利便性の向上

■ 事業概要

異なるサービス間のデータ連携を行う基盤を整備し、生活に関わる多くの分野においてデジタルサービスの実装を進め、市民生活における多様な場面での利便性向上や付加価値創出を図ります。

また、モデル地区で得られたエネルギーの利用や農作物の栽培管理状況、訪問者や購買の動向など、様々なデータについては、誰でも使いやすいよう、可能な限りオープンデータ^{※42}化を進めます。

■ 事業主体

- 秋田市：データの提供、データ連携基盤の運営
- イオンタウン株式会社：データの連携

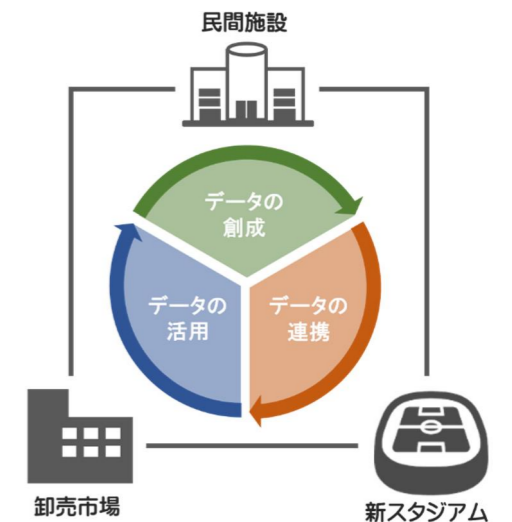
■ 主な取組

データ連携基盤を整備し、データを活用したより良いサービスを展開することで、「データの創成」、「データの連携」、「データの活用」のサイクルの好循環につなげ、モデル地区から全市域に波及させます。

また、データの活用を体験できる実践的な教育や人材育成を行い、デジタルマーケティング^{※43}や新たなビジネスの創出、既存事業者等への支援につなげます。

■ 波及のイメージ

- データ連携基盤に蓄積された多種多様なデータを一括して閲覧・利用できるようになり、データを利用したい方の収集に係る時間の短縮や費用の削減が図られ、利便性の向上につながります。
- 市全体のデジタル化が進み、新たなデジタルサービスが実装されることで、市民生活の利便性が向上し、様々な課題の解決が期待されます。
- データ連携基盤に蓄積されたデータをオープンデータ化することにより、データを活用したデジタルマーケティングや新たなビジネスの創出が期待されます。
- データを活用した起業や既存業者の新規事業が増えることで、雇用や税収の増加などが見込まれます。



4 施設機能の連携による相乗効果

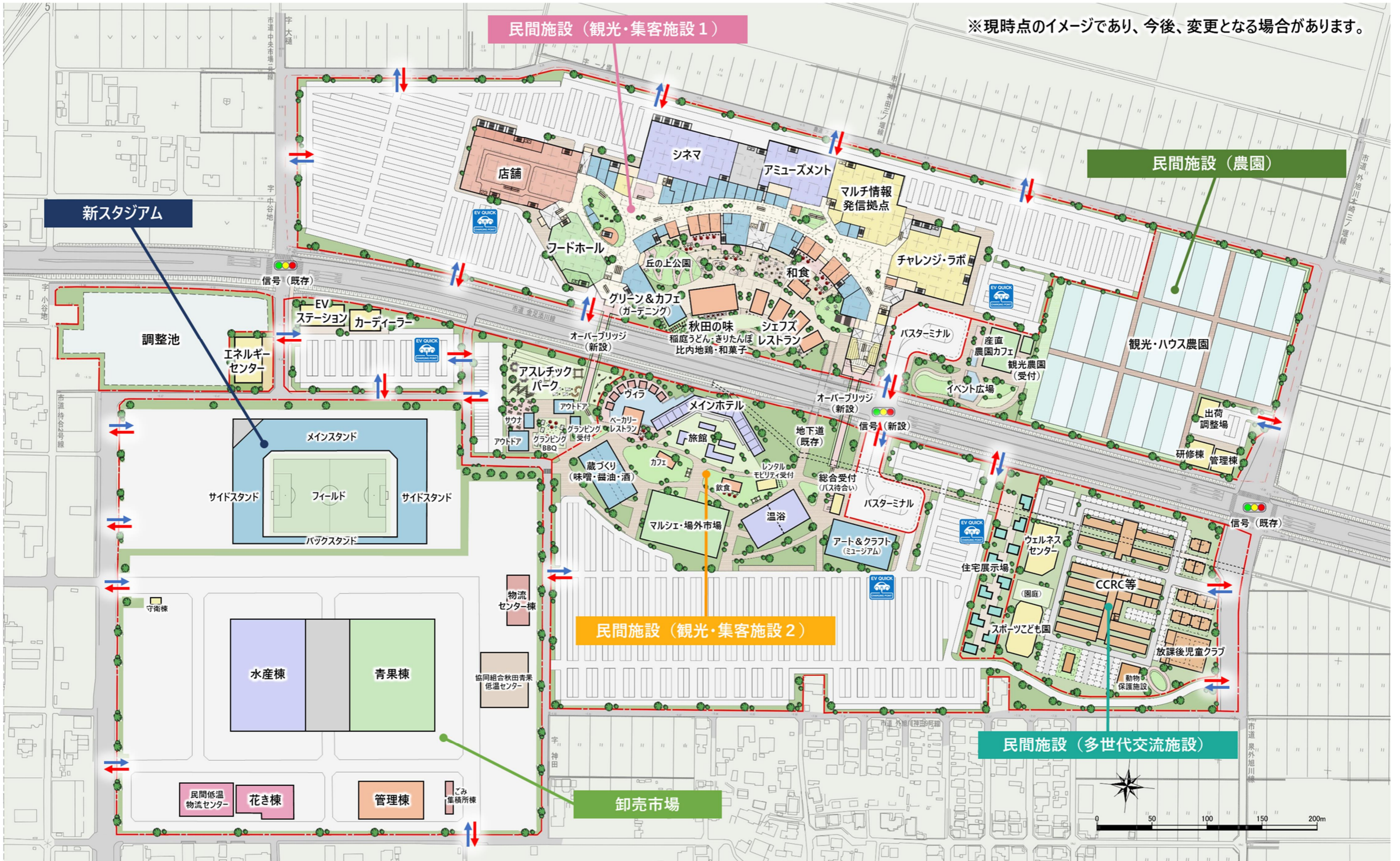
モデル地区では、更新時期を迎えた卸売市場の再整備と官民連携で行う新スタジアムおよび民間施設の整備を一体的に行い、卸売市場と連携した秋田の食や特産品のPR、スポーツ観戦を兼ねた買い物や宿泊、各種体験など、様々な交流・連携を図ることによる相乗効果で、付加価値を生み出したいと考えています。

- ブラウブリッツ秋田をはじめとするトップスポーツクラブを貴重な地域資源と捉え、新スタジアムと民間施設（観光・集客施設、多世代交流施設）の連携を通じて、スポーツに親しむ環境の充実と新たなにぎわいの創出を図ります。
- 若者が求める「娯楽施設、お店、レジャー施設、商業施設、遊び場」といった施設についても一定の必要性があると考え、民間事業者の知見や資金を活用した従来とは異なる商業機能を持つ観光・集客施設などの整備により、交流人口の拡大による新しい活力や魅力の創出を目指します。
- 避難場所や支援物資の保管スペースとしても活用できる新スタジアム、物流拠点となる卸売市場、民間施設（店舗、温浴施設等）、近隣の医療施設などが連携することにより、モデル地区全域が災害時の避難・救援活動の拠点となります。



	卸売市場	新スタジアム	観光・集客施設1	農園	観光・集客施設2	多世代交流施設	民間施設 合計
敷地面積	約102,000㎡	約41,100㎡	約134,000㎡	約47,000㎡	約150,000㎡	約37,000㎡	約368,000㎡
延べ面積	約24,600㎡	約21,000～24,000㎡	約122,000㎡	約2,300㎡	約22,000㎡	約15,000㎡	約161,300㎡
駐車場台数	約1,000台	約400台	約2,900台	-	約2,600台	-	約5,500台

図 イメージパース（南から北方向を望む）



令和6年2月22日、ブラウブリッツ秋田が新スタジアム整備計画を公表したことを受け、その概要を抜粋して記載しています。

今後は、この整備計画で示された方向性を踏まえ、県・市・ブラウブリッツ秋田の三者が協力し、事業方式や資金調達、スケジュールなど様々な課題の解決を図りながら、県民・市民の理解を得た上で、官民連携で新スタジアム整備を進めていきます。

■ 基本方針

施設内の各エリアと機能を最大限活用し、県民・市民のあらゆる世代が365日利用できる公共性の高いスタジアムを官民連携による事業手法で整備します。

新スタジアムのコンセプト

SUSTAINABLE FIELD AKITA

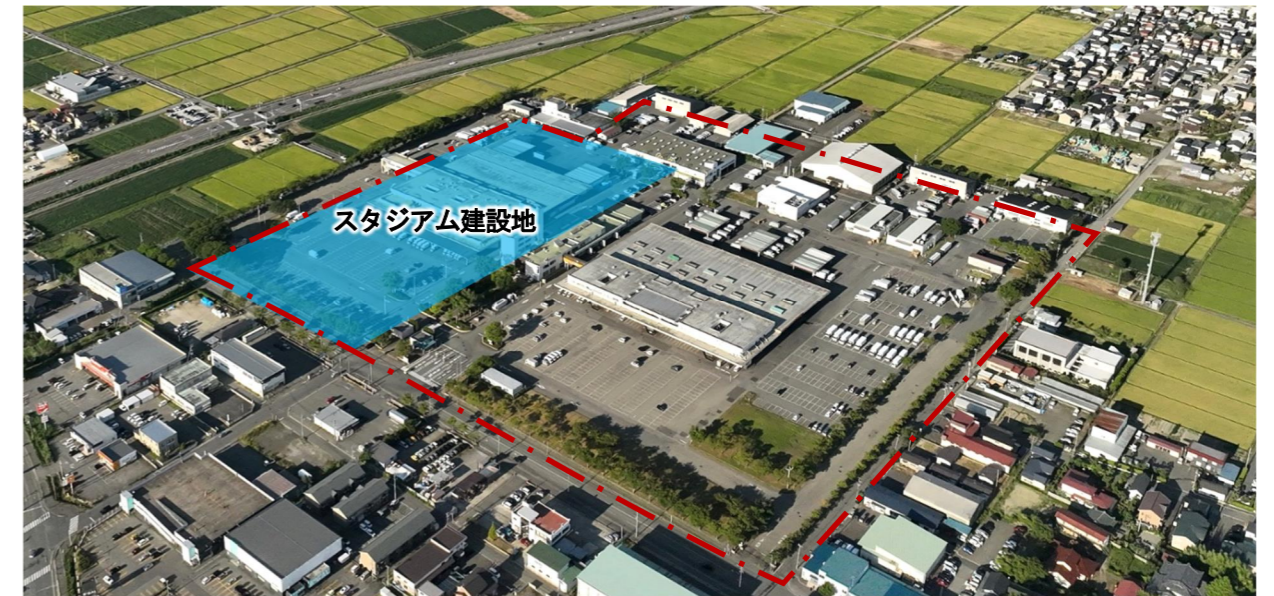
あきた県民に365日開かれたスタジアム
あきた県民が地域の魅力を実感できるスタジアム
あきた県民で育て続けるスタジアム



新スタジアム 外観イメージ図

■ 建設場所

卸売市場の再整備によって生じる余剰地を建設地とします。



○面積・形状

- ・Jリーグスタジアム基準を満たすスタジアムの整備が可能な形状と面積を有している。
(敷地面積 約41,100㎡、東西方向 約300m、南北方向 約135m)

○周辺環境

- ・建設地に最も近い既存住宅地（第一種低層住居専用地域：環境基準は昼間55デシベル以下、夜間45デシベル以下）から敷地境界で約260mの距離があり、ホームゲーム開催時の騒音や光害の影響が少ない。

○法的規制

- ・市街化区域（準工業地域）であり、スタジアム整備における土地利用規制面での法的な課題が少ない。

○造成の要否

- ・新たな造成工事が不要であり、土地の沈下などの懸念も少ない。

○その他

- ・市有地であり、将来にわたって安定的に土地の利活用が可能である。
- ・津波浸水想定区域外である。
- ・地表面から約35m以深でN値（地盤の強度を表す試験結果）が50以上となる支持地盤がある。

■ アクセス

- ・ J R 泉外旭川駅から約 2.0km に位置し、徒歩での所要時間は約 25 分です。
- ・ 秋田中央交通「卸売市場入口」バス停から徒歩約 10 分です。
- ・ 秋田自動車道秋田北 I C から約 2.7km に位置しており、市道金足添川線（横山金足線）など主要な幹線道路からのアクセスも良好です。
- ・ 敷地内に約 400 台分の駐車場を設けるほか、隣接する観光・集客施設等と連携することで、新スタジアム周辺で約 2,000 台分の駐車場が確保できる見通しです。

スタジアム周辺の交通渋滞緩和への考え方

J リーグ公式戦など多くの来場者が見込まれる日は、シャトルバスや駐車場予約アプリ等の活用により、交通渋滞の緩和に努めます。

- ・ シャトルバスの運行
J R 泉外旭川駅からシャトルバスを運行し、公共交通の利用を促進します。
- ・ 駐車場予約アプリの導入
敷地内駐車場や周辺駐車場の事前予約により、混雑時間を分散します。

■ 配置計画

J リーグスタジアム基準では、「新設のスタジアムについては、原則としてメインスタンドを西側に配置すること」とされており、フィールドは南北方向に配置することが原則とされています。

しかし、このたび建設地として秋田県・秋田市・ブラウブリッツ秋田の三者で合意した「秋田市卸売市場の再整備によって生じる余剰地」は、東西方向に横長の形状のため、フィールドを南北方向に配置することが困難です。

そのため、ブラウブリッツ秋田では、フィールドを東西方向に配置した場合における、選手や観客、メディア関係者などへの影響をシミュレーション等で確認しており、J リーグとも協議しています。

■ 規模・機能

令和 5 年 12 月に J リーグスタジアム基準が改定され、一定の条件を満たした場合は 5,000 人以上で基準を満たすとされましたが、ブラウブリッツ秋田としては、クラブの目標である J 1 昇格を見据えて、全ての観客席が屋根で覆われた、入場可能数 10,000 人規模のフットボール専用スタジアム^{※44}の整備を目指します。

○ 主な施設の概要・必要規模等

主な施設等	概要・必要規模等
フィールド (競技スペース)	105m×68m ・天然芝もしくは J リーグが認めたハイブリッド芝（天然芝に 5% 程度の人工芝を組み合わせたもの）とする
観客エリア	椅子席約 8,000 席、立見席約 2,000 席 ・椅子席は全席個室とし、車椅子席には介助者席を併設する ・VIP 席にはラウンジを併設する
コンコース (観客用通路)	スタジアム出入口から観客席までの通路スペースであり、緊急避難用の動線にもなることから、十分な広さを確保する
観客用トイレ等	男女別トイレ、バリアフリートイレ、授乳室等 ・どの席からもアクセスできる場所に、十分な数の男女別のトイレを設置する
物販スペース等	コンコースに面した位置に、飲食や物販スペースを設ける
競技関連諸室	チーム用更衣室（2 室以上）、審判用更衣室、シャワー室、室内ウォームアップエリア、ドーピングコントロール室等
運営関係諸室	運営本部室、記録室、放送室、医務室等
メディア関連諸室	記者室、カメラマン室、記者会見室等
中継関係諸室	実況放送室、テレビ中継カメラ設置スペース等
倉庫・機械室等	器具庫、機械室、設備スペース、備蓄倉庫等

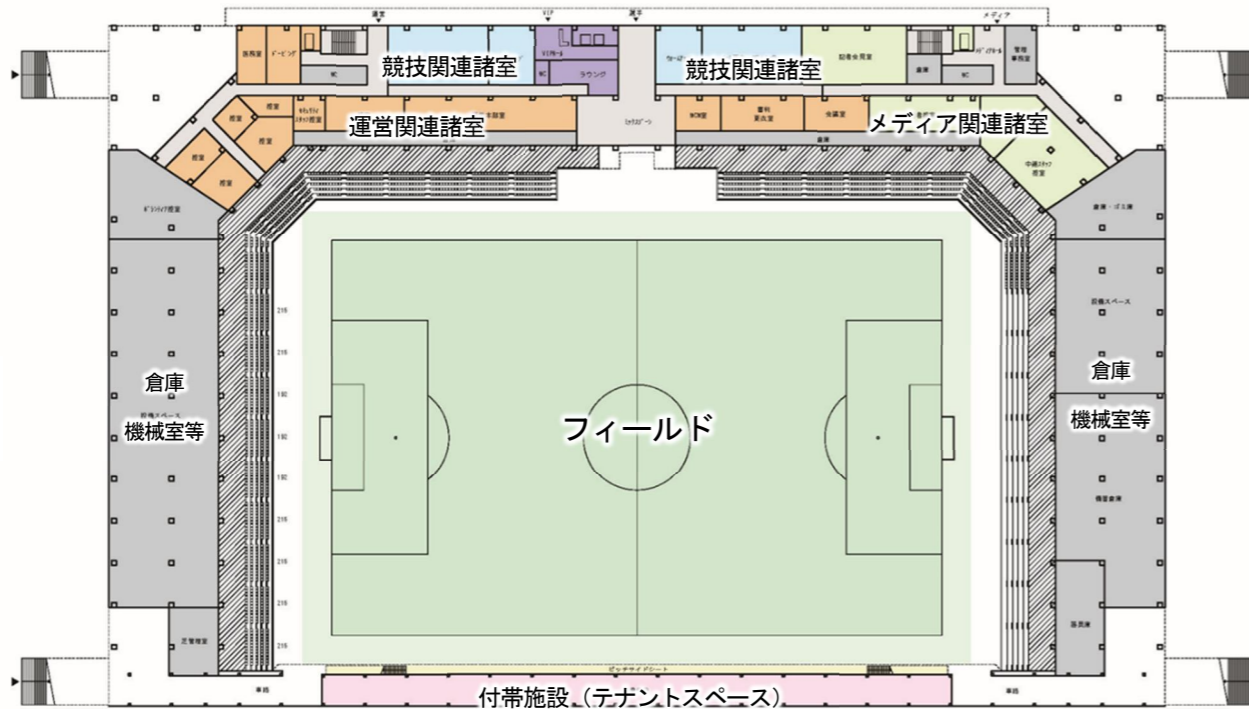
■ 施設面積の想定

観客席数が同規模の金沢スタジアムの延べ面積は約 19,000 m²ですが、雨天や積雪時でもウォーキングやランニングが可能となるよう、コンコースのインナー化を図ることから、延べ面積は 21,000~24,000 m²程度を想定しています。

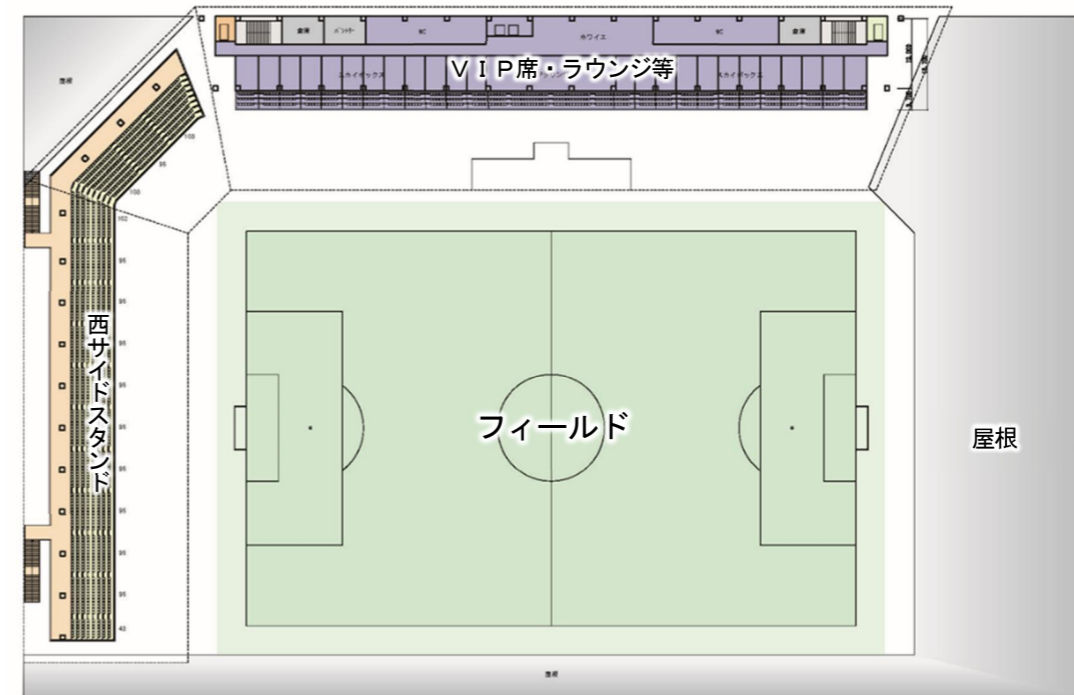
なお、新スタジアムの建築基準法における用途は「観覧場」となりますが、現時点で想定している規模であれば、卸売市場の余剰地（大規模集客施設制限地区）で制限を受ける大規模集客施設に該当しないと考えています。

■ 平面構成

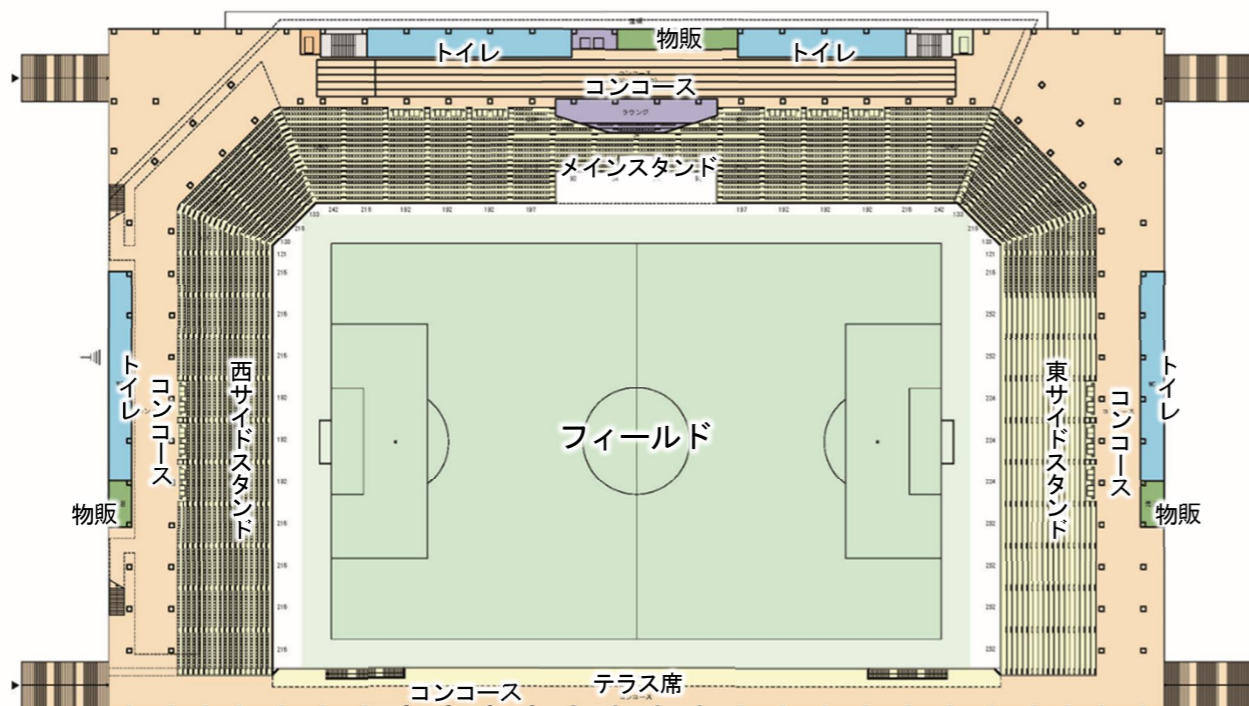
- ・フィールド北側にメインスタンドを、東側と西側にサイドスタンドを配置します。
- ・コンコースは、回遊動線を確保するためフィールドを取り囲むように配置します。
- ・フィールド南側は、敷地形状や芝生面への日射を考慮し、スタンド席は配置しません。
- ・観客用トイレは、コンコースに面する位置に分散して配置します。
- ・メインスタンドの上部には、Jリーグスタジアム基準で整備することが求められるVIP席やラウンジなどの諸室を配置します。



1階平面イメージ



3階平面イメージ



2階平面イメージ



4階平面イメージ

■ 各エリアの機能とイメージ

フィールド

- ・サッカー以外の競技やイベントでの利用も可能とし、Jリーグ公式戦19試合やカップ戦、アマチュアスポーツでの利用も含め、サッカーとラグビーの公式戦で年間50日の稼働を想定しています。
- ・芝生でのヨガや軽スポーツ、小学生のサッカー練習などは、芝生の養生に支障がないと考えており、開催イベントのない好天時に50日程度利用できるよう配慮します。



新スタジアム フィールドイメージ図

コンコース

- ・スタジアム出入口から観客席までの通路であるコンコースは、季節や天候に左右されずにウォーキングやランニングに活用できるようインナーコンコースとして整備します。



新スタジアム コンコースイメージ図

VIP席・ラウンジ

- ・Jリーグスタジアム基準では、メインスタンド中央部にVIP席やラウンジを整備することが求められていることから、試合のない日も会議などで活用できるよう整備します。



新スタジアム VIP席・ラウンジイメージ図

防災機能

- ・スタジアムにはシャワールームや十分な数のトイレを整備することから、災害時には、運営関連諸室や各種ラウンジ、コンコースなどを避難場所として活用できます。
- ・スタンドの下部空間を活用して、災害支援物資の保管スペースを整備します。

■ 事業主体・事業方式

ブラウブリッツ秋田が中心となってスタジアム整備会社を設立し、秋田県と秋田市の支援を受けて、新スタジアム整備と運営を行うことを想定しています。

区分	想定する事業主体等
土地	秋田市有地（民間事業者が市に土地使用料を支払う）
建設費の負担	民間事業者・秋田県・秋田市
施設の建設	民間事業者
施設の所有	民間事業者
施設の運営	民間事業者
修繕費の負担	民間事業者

■ 想定事業費

現時点において想定される、新スタジアムの建設費や維持管理費、運営に要する経費を試算しました。なお、物価変動について正確に見通すことは困難であることから、これらの事業費は今後変動する可能性があります。

(1) 施設整備費

費目	金額	備考
施設整備費	約 90 億円	外構整備費・備品購入費を含む

財源の想定

- ・事業主体（民間資金） 約 30 億円
- ・秋田県補助金 約 30 億円
- ・秋田市補助金 約 30 億円

(2) 維持管理費・運営費（単年度）

費目	金額	備考
維持管理費・運営費	約 3 億円	固定資産税、土地使用料を含む

- ・固定資産税（見込額） 約 8,000 万円
- ・土地使用料 約 2,500 万円

(3) 事業収入等（単年度）

費目	金額	備考
事業収入等	約 1 億 3,000 万円	施設使用料、ネーミングライツ等の広告収入、自主事業収益等

- ・具体的な施設利用料金等については、先進事例である金沢スタジアムの施設利用料金等を参考にしながら、今後、自治体や各スポーツ団体と協議してまいります。事業の継続性等を考慮し、維持管理・運営費との収支バランスの改善に努めます。

■ 整備スケジュール

ブラウブリッツ秋田では、秋田県の課題解決やクラブの発展のため、また Jリーグから条件付きでクラブライセンスを交付されている現状も鑑み、一刻も早い新スタジアムの完成が必要と考えています。

そのため、卸売市場再整備事業のスケジュールと調整を図りながら、令和 14 年（2032 年）夏の新スタジアム完成、2032-33 シーズン開幕からの供用開始を目指します。

■ 新スタジアムの実現に向けて

県民・市民のあらゆる世代が利用できる公共性の高いスタジアムを、官民連携による事業手法で整備するに当たり、秋田県と秋田市から施設整備費について支援を受けたいと考えています。

また、民間からの資金調達に向け、スポンサー企業等に企業版ふるさと納税制度を活用した支援やネーミングライツへの協力をお願いしていくほか、県内外のサポーターからも支援を受けられるよう、ホームゲームでの募金活動やクラウドファンディング等も開始したいと考えています。

しかしながら、Jリーグスタジアム基準を満たす施設を民間資金のみで維持管理・運営している事例は少なく、利用料金を公共施設と同程度とした場合は、収入面で課題があることも認識しています。

サッカースタジアム以外のスポーツ施設では、民間事業者が整備した施設を自治体が一定期間、有償で借り上げ、運営費を支援している事例などもあることから、運営段階における官民連携のあり方についても、引き続き、検討を進めていきます。

8 施設整備（民間施設整備）

民間施設は、次の(1)から(4)までのエリアの整備を計画しています。

■ 想定事業費の合計

約 803 億円（土地の造成費、施設整備費の合計額）

※事業規模を示すための概算額であり、今後変動する可能性があります。

■ 資金計画の想定

施設整備や運営に関する資金は、各事業主体が自己資金や民間金融機関からの借入等により調達するほか、施設規模等を具体化する過程で、活用が可能な補助金や助成金について検討を行います。

(1) 観光・集客施設 1

■ 事業主体

イオングループ：土地の賃借、施設整備（発注者）、施設運営・管理等

■ 事業概要・関係事業者

買い物を楽しむだけでなく、様々なアクティビティや官民連携施設の導入により、コト・トキ消費を促し、ライブ感を楽しむ秋田の新たなエンターテインメント拠点

秋田市・イオンタウン株式会社・教育機関

- ・産学官連携の「(仮称)チャレンジ・ラボ」の創設（官民連携施設）
- ・起業支援、多世代交流の拠点づくり
- ・IT企業等の事業スペース

秋田テレビ株式会社（マルチ情報発信拠点）

- ・オフィス機能やスタジオを併設した開かれたメディア施設の検討
- ・商業施設と連携したイベント等の実施
- ・テレビをはじめその他様々な情報媒体をマルチに活用した新たな情報発信拠点

株式会社ソユー

- ・体験・参加型アミューズメント施設やカフェを展開

イオングループ

- ・次世代型のシネマコンプレックスを展開
- ・わらび座の常設公演が行えるエリアを提供
- ・イベントのライブビューイングやシアターレンタル等



※P24・P25の施設整備（民間施設整備）に記載した企業および団体名は一部であり、協議の進捗に応じて追加・変更してまいります。

(2) 観光・集客施設 2

■ 事業主体

イオングループ：土地の賃借、施設整備（発注者）、施設運営・管理等

株式会社アクアイグニス：連携協力・技術提供

■ 事業概要・関係事業者

あらゆる視点から秋田の伝統を体験できる魅力発信ゾーンとして、秋田を味わい、体験・感動を生み出す観光拠点

イオングループ（運営協力：株式会社秋田キャッスルホテル／予定）

- ・リゾートホテルの運営・管理

株式会社アクアイグニス

- ・有名シェフによるレストランの監修・運営支援（地元食材を活用）
- ・温浴施設の監修・運営支援
- ・マルシェ（場外市場）の監修・運営支援
- ・地元企業のレストラン運営
（参画企業：佐藤養助商店、寛文五年堂、無限堂 他）

あきた発酵文化研究会

- ・(仮称)あきた発酵文化体験施設（秋田県の誇る発酵食文化の積極的な普及啓発および発酵をテーマとした観光集客施設）の運営・管理（検討中）



(3) 農園

■ 事業主体

イオンアグリ創造株式会社：土地の賃借、施設整備(発注者)、施設運営・管理等
公立大学法人秋田県立大学：連携協力

■ 事業概要・関係事業者

最新の農業に触れる機会の創出により、次世代型農業のあり方について考えるとともに、秋田市民だけではなく、観光客にも楽しんでもらえる食育文化拠点

次世代型農業（農園および付帯施設の運営・管理）

- ・栽培棟ハウスおよび観光農園の施設運営
- ・秋田県立大学や市（園芸振興センター）と連携しICTを活用した次世代型農業のあり方についての実証的取組を行う場として活用



(4) 多世代交流施設

■ 事業主体①

イオンタウン株式会社：土地の賃借、施設整備(発注者)等
社会医療法人正和会：施設の運営・管理
国立大学法人秋田大学：人材面での支援、ノウハウの提供

■ 事業概要・関係事業者①

健康寿命延伸や健康維持を目指した最先端健診技術を導入する健康増進拠点

ウェルネスセンターの運営・管理

- ・周辺の医療機関と連携した地域住民の健康寿命延伸に寄与する拠点の整備
- ・次世代医療のあるべき姿について、人々が健康で安心して生活できる未来型施設の具現化

■ 事業主体②

東北ミサワホーム株式会社：連携協力・技術支援等

■ 事業概要・関係事業者②

あらゆる世代が交流し、安心して自分の好きなことに取り組める、秋田の「これから」を生み出していく交流拠点

CCRC、放課後児童クラブ等の運営・管理

- ・秋田県の木材等、建築資材を活用した木造建築の施設計画を検討中
- ・都会や地域のリタイア世代が移り住み、コミュニティを形成し、多世代が交流する場を設置
- ・医療的な介護も受けられる「生涯活躍」のまちづくりを推進

秋田土建株式会社、大森建設株式会社

- ・CCRC等の建設、運営

株式会社いわま薬局

- ・放課後児童クラブ等の建設、運営

学校法人タイケン学園

- ・スポーツに特化した幼児教育（スポーツこども園）の展開

秋田テレビ株式会社

- ・最先端のスマートハウスの「住宅展示場」を運営

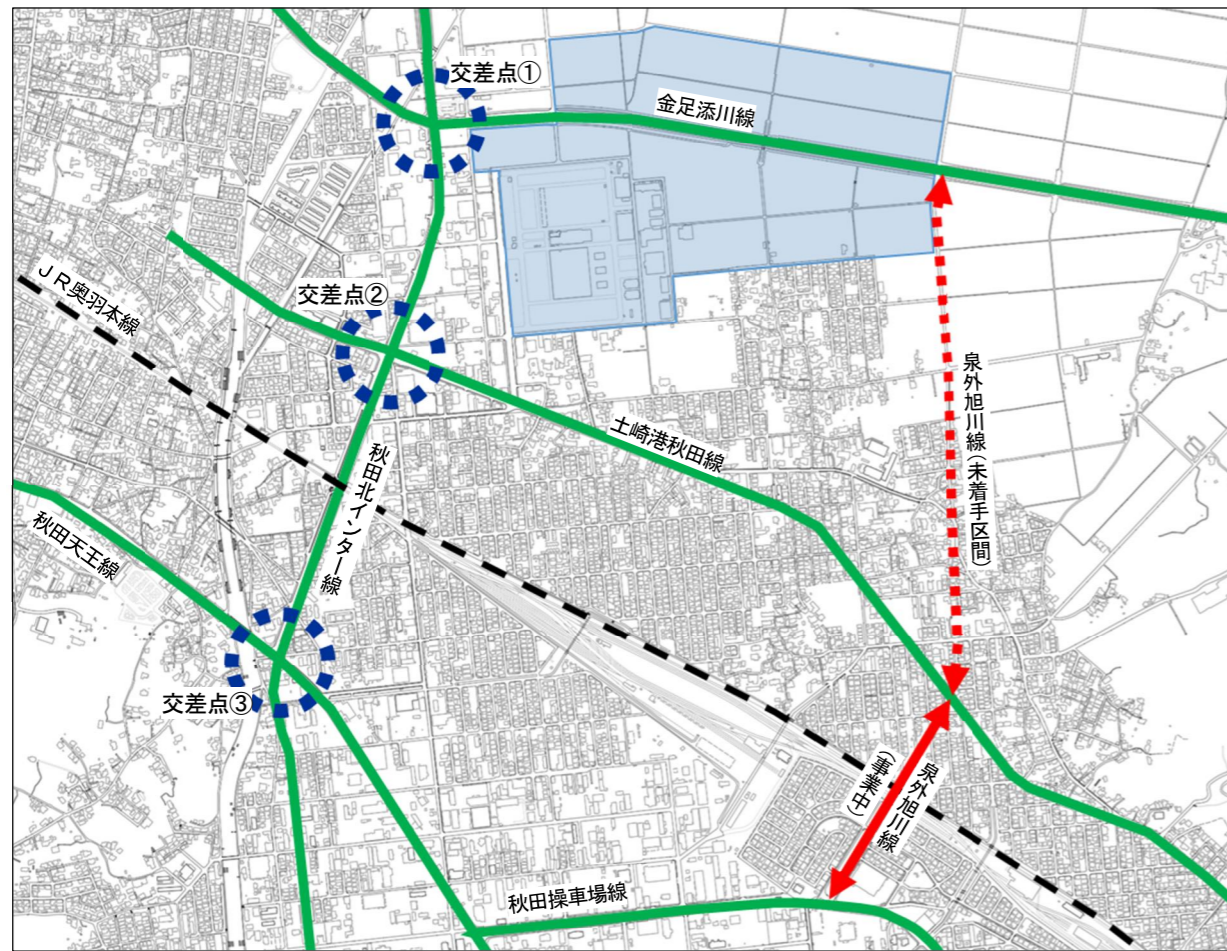
ウェルネスゾーン検討懇談会（P14 前述）において、地域の健康寿命延伸に寄与する事業となるよう検討を行っています。



(1) 交通量調査の概要

外旭川地区の主要な交差点において、現況の交通量を把握するため、令和5年7月2日（日）および7月4日（火）の午前7時からの12時間、交通量調査を行いました。

各交差点における処理可能な交通量に対する流入交通量の割合を示す「交差点需要率」を算定した結果、全ての交差点で評価基準を下回っていたものの、一部交差点の右折車線において、最大150mの渋滞が確認されています。



交差点①	交差点②	交差点③
5,119台	9,394台	9,150台
10,057台	3,178台	10,591台
7,343台	5,032台	10,573台
8,941台	8,996台	5,018台

図 交通量調査位置および12時間交通量

(2) 道路整備の方向性

モデル地区整備が完成した後の地区内道路への影響について検討を行った結果、市道金足添川線の交通量が一定程度増加するものの、現時点においては、事業中の都市計画道路泉外旭川線の開通や「右折信号の設置」、「信号の青表示時間の調整」等の対策により、渋滞の緩和が可能と考えております。

引き続き、民間施設の具体が明らかになる過程で、関係機関と協議を進めていきます。

(3) 開発許可

モデル地区内の農地で施設整備を行うためには、開発許可等を得る必要がありますが、その許可申請手続や造成等は、事業主体となる民間事業者が行うものとし、現時点では事業パートナーであるイオンタウン株式会社が行うことを想定しています。

ア 汚水処理

モデル地区内の汚水処理については、開発を行う民間事業者が具体的な汚水処理方法を検討した上で、施設管理者と協議を行い、適切に整備を行うものとします。

イ 雨水対策

令和5年7月の大雨による被害を踏まえ、開発を行う民間事業者が調整池を整備するなど雨水処理方法を検討した上で、施設管理者と協議を行い、適切な対策を講じるものとします。

ウ 農業用排水

開発を行う民間事業者が、開発許可申請手続の過程において土地改良区等の同意を得た上で、必要な用排水機能を確保します。

なお、当該地区は県営土地改良事業（国庫補助事業）の受益農地であることから、農地転用に伴い補助金返還の必要が生じた場合は、事業主体として開発を行う民間事業者が実質的に負担する予定です。

また、開発地区からの排水系統と、農業の用排水系統について、土地改良区と協議し、必要に応じて用排水路の整備を行いつつ、維持管理の責任を明確化します。

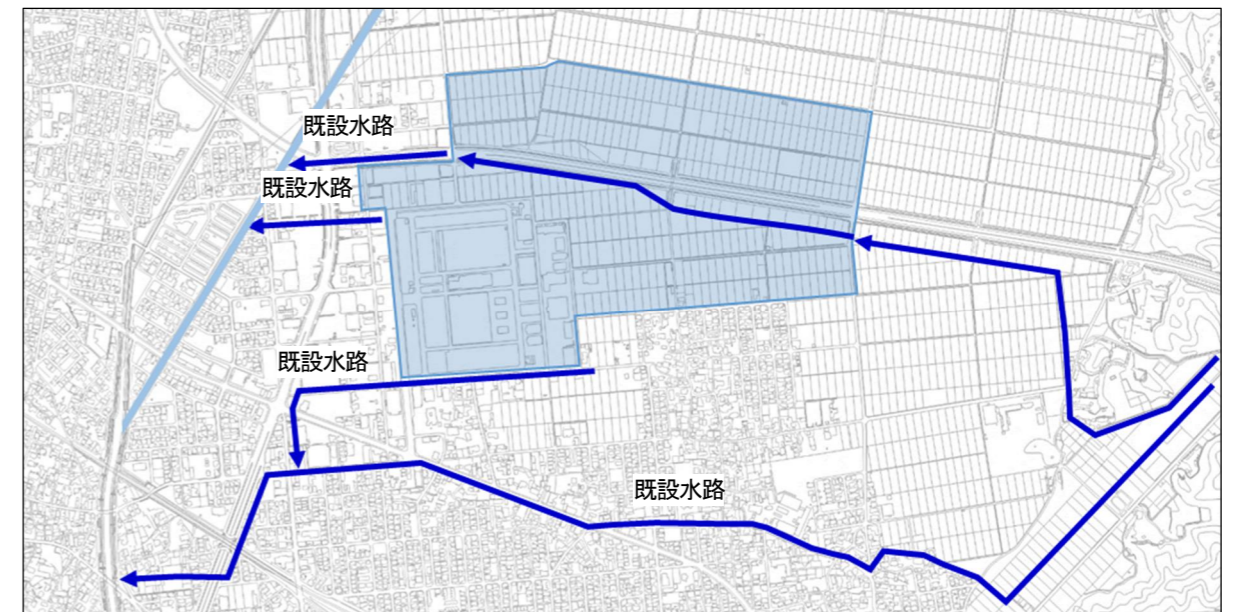


図 モデル地区周辺の水路系統

4章 地域未来投資促進法の活用

1 地域未来投資促進法に基づく各種計画について

外旭川地区では、「地域における産業の集積、観光資源、特産物、技術、人材、情報その他の自然的、経済的又は社会的な観点から見た地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、かつ、地域内の取引の拡大、受注の機会の増大その他の地域の事業者に対する相当の経済的効果を及ぼすものである地域経済牽引事業の促進のために地方公共団体がその地域の経済社会情勢を踏まえつつ行う主体的かつ計画的な取組を効果的に支援するための措置を講ずることにより、地域の成長発展の基盤強化を図り、もって国民経済の健全な発展に資すること」を目的とする地域未来投資促進法を活用してモデル地区整備を進めています。

(1) 地域未来投資促進法第4条に基づく基本計画

地域未来投資促進法では、国が定める基本方針に基づき、市と県が共同で地域未来基本計画を作成することとされています。また、地域経済牽引事業の促進が効果的かつ効率的に図られるよう、市と県の役割分担を明確化しつつ定めるものとされています。

地域未来基本計画には、地域の特性として以下の9つの要素を示します。

- ①産業の集積、②観光資源、③特産物、④技術、⑤人材、⑥情報、⑦インフラ、⑧自然環境（観光資源を除く。）、⑨その他

また、地域未来基本計画には、地域の特性を戦略的に活用・推進する分野を示す必要があります。

- ①成長ものづくり、②農林水産・地域商社、③デジタル、④観光・スポーツ・文化・まちづくり、⑤環境・エネルギー、⑥ヘルスケア・教育サービス、⑦その他

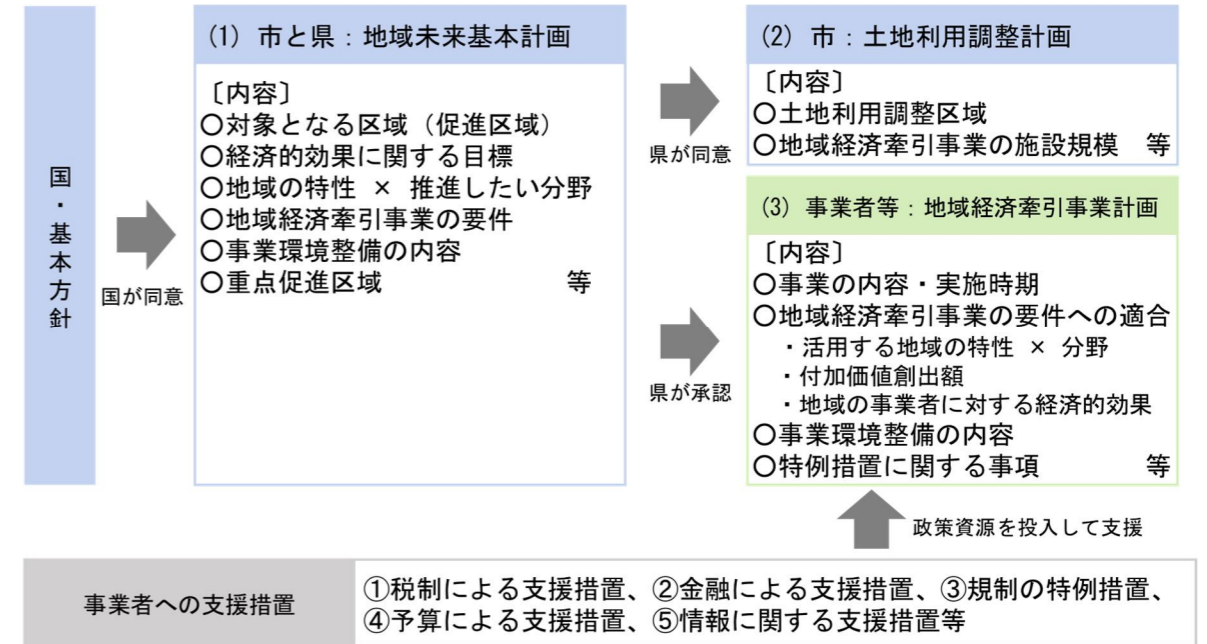
(2) 地域未来投資促進法第11条に基づく土地利用調整計画

地域の特性を生かした地域経済牽引事業に係る土地利用の調整に関する計画（以下「土地利用調整計画」）は、地域未来基本計画において、重点促進区域を設定し、土地利用調整が必要になる場合に、市が作成するものです。

土地利用調整計画では土地利用調整区域を設定する必要があり、その設定に当たっては、具体的な立地ニーズや事業の見通しを踏まえて、区域を定めることとされています。

(3) 地域未来投資促進法第13条に基づく地域経済牽引事業計画

促進区域（行政区）において地域経済牽引事業を行おうとする事業者は、地域経済牽引事業計画を作成し、県に申請することができます。



地域未来投資促進法の概要

2 地域未来投資促進法に基づき設定する重点促進区域

重点促進区域は、促進区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るため、地域の特性が顕著に存在する地域およびその周辺地域を字単位で定めることができます。

モデル地区には、土地利用調整が必要な農業振興地域内の農用地区が存在していますが、一定の条件の下で規制の特例措置を活用することにより、農用地区からの除外および農地転用許可の手続きが可能となります。

このため、外旭川地区のまちづくりを進めるに当たっては、以下の赤色の線で示したエリアを重点促進区域に設定し、そのうち青色の線で示したモデル地区のみで規制の特例措置を活用した土地利用調整を行うことを検討しています。

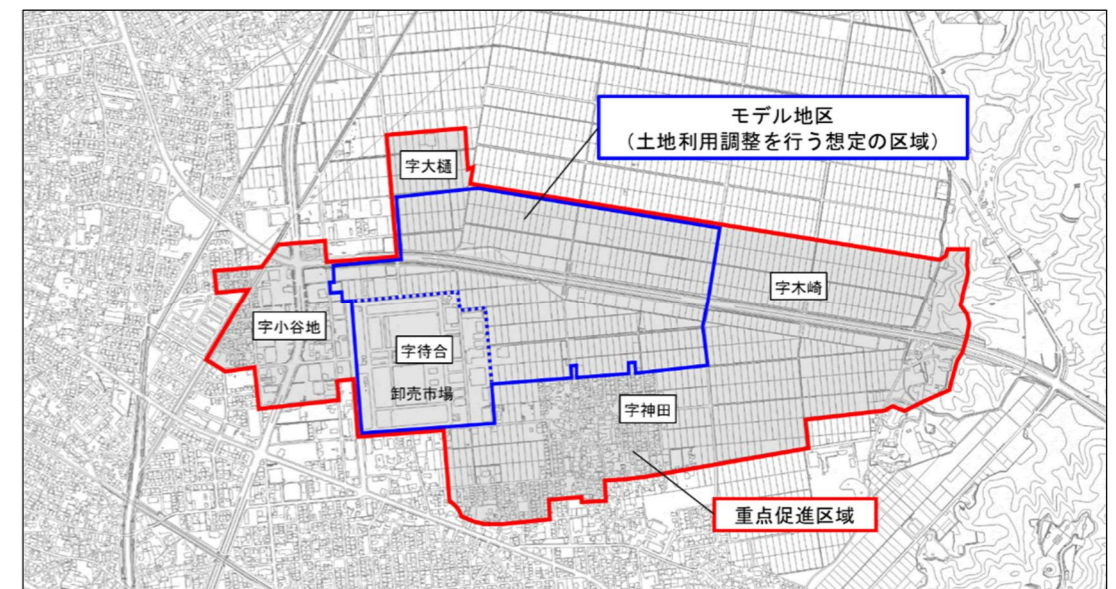


図 地域未来基本計画における重点促進区域

3 土地利用規制の現状と対応について

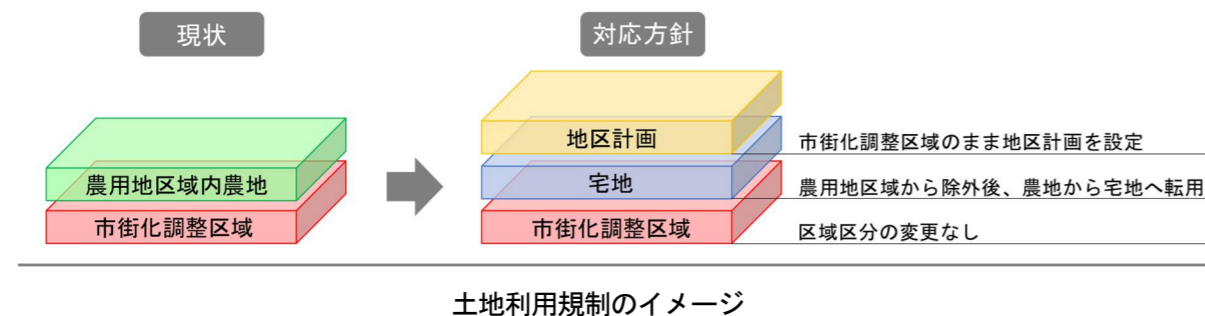
(1) 現状

	卸売市場部分	その他の部分
区域区分	市街化区域	市街化調整区域
用途地域	準工業地域	指定なし
容積率	200%	200%
建蔽率	60%	70%
特別用途地区	大規模集客施設制限地区	指定なし

※卸売市場部分以外は、市街化調整区域であり、その大部分が農業振興地域内の農用地区域に設定されています。

(2) 対応方針

- ・地域未来投資促進法の「規制の特例措置」のうち「農地転用許可等の手続に関する配慮」を活用し、土地に対する農業上の利用との調整に関し必要な事項を満たすことで、農用地域からの除外および農地転用許可を目指します。
- ・市街化調整区域は区域区分の変更を行わず、地区計画を設定することで開発許可を目指します。



(3) 地区計画

都市計画法に基づく地区計画は、人々の暮らしの基礎的な地区を単位として、道路、公園などの地区施設の配置や建築物の形態、用途、敷地などについて、きめ細かなルールを定める、地区の特性を生かしたまちづくりの計画です。

地区計画は、地区の目標や将来像を定める「地区計画の目標・方針」と、その目標や将来像を実現するための具体的なルールを定める「地区整備計画」の2つで構成されます。

地区計画が定められた区域内で建築物の建築等を行う者は、都市計画法第58条の2第1項の規定により市長に届出が必要となり、届出の内容が地区計画の制限内容に適合しないと認められる場合は、必要な措置をとるよう勧告ができる制度です。

ア 市街化調整区域における地区計画の必要性

市街化調整区域で開発許可を得るためには、都市計画法第34条に規定する立地基準に該当する必要があります。地区計画に定められた内容に適合する建築物等の建築の用に供する目的で行う開発行為は、無秩序、無計画な土地利用が進展するおそれがないものとして、立地基準の1つとなっていることから、開発許可が可能となるものです。

また、地区計画を設定し、建築物の用途規制等を定めることにより、地区計画に定められた内容に適合しない建築物の建築等を目的とした開発行為を規制できます。

イ 建築基準法に基づく条例による建築制限

地区計画の目的を達成するため、建築基準法に基づく条例を設定し、必要な制限を行うことができます。

本市では、地区計画区域における適正な都市機能と健全な都市環境の確保を目的として、「秋田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例」を設定し、既存の地区計画区域における建築物の用途、構造および敷地に関する制限を定めており、本条例に違反した者に対しては罰則の規定を設けています。そのため、当該地区に地区計画を設定する場合には、同条例を改正し、この区域における建築物に関する制限を定めることとなります。

種類	地区整備計画に定めることができる事項
地区施設	○ 道路、公園、緑地、広場等の配置・規模
建築物等	○ 建築物等の用途の制限 ○ 建築物の規模（容積率、建蔽率）の制限 ○ 敷地面積の制限 ○ 壁面位置の制限 ○ 建築物等の高さの制限 ○ 建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限 ○ 塀の種類 など

(4) 卸売市場余剰地の活用

卸売市場は、都市計画法に基づく都市施設であり、円滑な都市活動を支え、都市生活者の利便性の向上、良好な都市環境を確保する上で必要な施設です。

本市では、平成元年に卸売市場の区域を都市計画決定しているため、余剰地を市場機能以外に活用する際は、区域の縮小など都市計画の変更が必要となります。

5章 地域への経済効果

1 経済波及効果

モデル地区の整備に伴う土地の造成や施設の建築工事等による「建設需要」とモデル地区整備後の民間施設や新スタジアムの来場者による「消費支出額」を推計し、経済波及効果^{※45}を試算しました。

試算に当たっては、平成27年秋田県産業連関表^{※46}「経済波及効果分析ツール（107部門分類）」を基にして、産業連関表の部門別に本市の県内シェアを作成することで、本市における経済波及効果を推計しました。

なお、「来場者数」および「来場者による消費支出額」は、大規模集客施設（観光含む）の来場者数と売上、新スタジアムの観戦者数（Jリーグ公式戦およびカップ戦の利用を想定）と観戦者による消費額を基に推計しました。

(1) 建設による効果 約608億円

卸売市場、新スタジアムおよび民間施設の建設に要する設計費、工事費、工事監理費のほか、土地の造成費、卸売市場の既存施設の解体費など、現時点では、モデル地区の整備費として、卸売市場約112億円、新スタジアム約94億円（設計関連経費4億円を含む）、民間施設等約803億円、総額約1,009億円を想定しています。このうち県内受注額を50%と仮定し、約505億円を最終需要額^{※47}として経済波及効果を試算しました。

その結果、直接効果^{※48}、第1次波及効果^{※49}および第2次波及効果^{※50}の生産誘発額を合計した経済波及効果は約608億円、従業者誘発数^{※51}は6,024人となりました。

注：卸売市場の事業費約112億円は、卸売市場再整備基本計画素案の概要（令和6年2月時点）の金額です。

(2) 来場者による消費効果 約274億円/年

モデル地区の来場者のうち、まちづくりの目的である交流人口の拡大に資する観光目的での来場者を約269万人、その他の目的での来場者を約539万人と推計しました。また新スタジアムでの観戦者を1試合当たり5,000人と仮定し、Jリーグ公式戦およびカップ戦25試合で約13万人と推計しました。これらモデル地区の来場者合計約821万人による消費支出額約375億円を最終需要額として経済波及効果を試算しました。

その結果、直接効果、第1次波及効果および第2次波及効果の生産誘発額を合計した経済波及効果は年間約274億円、従業者誘発数は3,423人となりました。

	(1) 建設による効果		(2) 来場者による消費効果	
	生産誘発額	従業者誘発数	生産誘発額	従業者誘発数
直接効果(A)	504.5億円	4,986人	220.8億円	3,046人
第1次波及効果(B)	63.4億円	693人	37.3億円	242人
第2次波及効果(C)	40.5億円	345人	16.0億円	135人
本市における経済波及効果(A+B+C)	608.4億円	6,024人	274.1億円	3,423人

モデル地区整備により、市内の既存商業施設等においては、売上や来店客の減少など、マイナスの影響も懸念されますが、こうした影響を最小限にするため、モデル地区の民間施設については、単なる商業施設だけでなく、交流人口の拡大につながる観光・集客施設などを中心に検討しており、既存商業施設等との棲み分けや連携を図ることとしています。



※P29・P30の経済効果は、現時点での数値を基に算出しており、整備内容の変更や経済情勢等により変わる可能性があります。

2 税収への影響

モデル地区整備による税収への影響として、秋田県および本市における「個人税」・「法人税」および土地・家屋の固定資産税について推計しました。

(1) 個人税・法人税

モデル地区整備に伴う事業者における増収と新たな雇用創出等による増加が見込まれます。

	分類	県税	市町村税	
			全体	うち秋田市分
建設による効果	個人税	3.8億円	5.6億円	2.2億円
	法人税	2.5億円	0.9億円	0.4億円
来場者による消費効果	個人税	1.5億円	2.2億円	0.9億円
	法人税	1.2億円	0.4億円	0.2億円

(2) 固定資産税

モデル地区内において、土地が造成され、現況が農地から変更されることに伴う土地分と新たに施設が建設されることに伴う家屋分の増加が見込まれます。

	秋田市分の増加
土地の固定資産税	約0.7億円/年
家屋の固定資産税	約2.5～約3.3億円/年
合計	約3.2～約4.0億円/年

地域未来投資促進法における地域経済牽引事業の実施に必要な建物等については、要件に合致するときに3年間固定資産税の課税免除を受けることができますが、その場合、市には課税免除に伴う減収額の4分の3が地方交付税として補填されます。

仮に、モデル地区内の全ての建物について免除を受けた場合、家屋の固定資産税の増加見込みは年間約2.5億円、土地と合わせた固定資産税全体では年間約3.2億円となります。

なお、4年目以降は固定資産税全体で年間約4億円の増加が見込まれます。

3 名目GDPへの影響

実際の市内における生産活動により生み出された付加価値の総額である市内総生産（名目GDP）への影響について推計した結果、本市の令和2年度名目GDP約1兆2,645億円に対し、建設による効果では2.35%、来場者による消費効果では1.20%、それぞれ増加させることが見込まれます。

4 地元企業との連携

モデル地区整備における工事・運営面においては、地元企業の振興に寄与することが期待されることから、事業主体に対し、積極的な地元企業の起用や建設工事等における秋田産木材をはじめとした地元建材等の活用を働きかけ、域内の経済の好循環を生み出します。

また、観光・集客施設等への出店についても、事業主体や各商工団体等と連携し、地元企業への積極的な働きかけを行い、地元商業の発展・振興を目指します。

現時点においても、多くの地元企業から事業主体として取組への参画の意思を示していただいておりますが、引き続き事業パートナーとともに地元企業との連携を生かした企業の参入について、継続的に働きかけを行います。

6章 推進体制

1 令和6年度以降の検討体制について

モデル地区における官民連携による取組を継続させていくためには、外旭川地区まちづくりが単なるハード整備で終わることなく、地域課題を捉えた持続的な取組となるよう、ハード、ソフト両面における不断のエリアマネジメントが必要です。

このことを踏まえ、エリアマネジメントに関する体制を構築するとともに、モデル地区整備が完成した後のマネジメント体制についても、引き続き検討を行います。

(1) エリアマネジメントに関する体制

ア (仮称)外旭川地区まちづくり協議会の設立

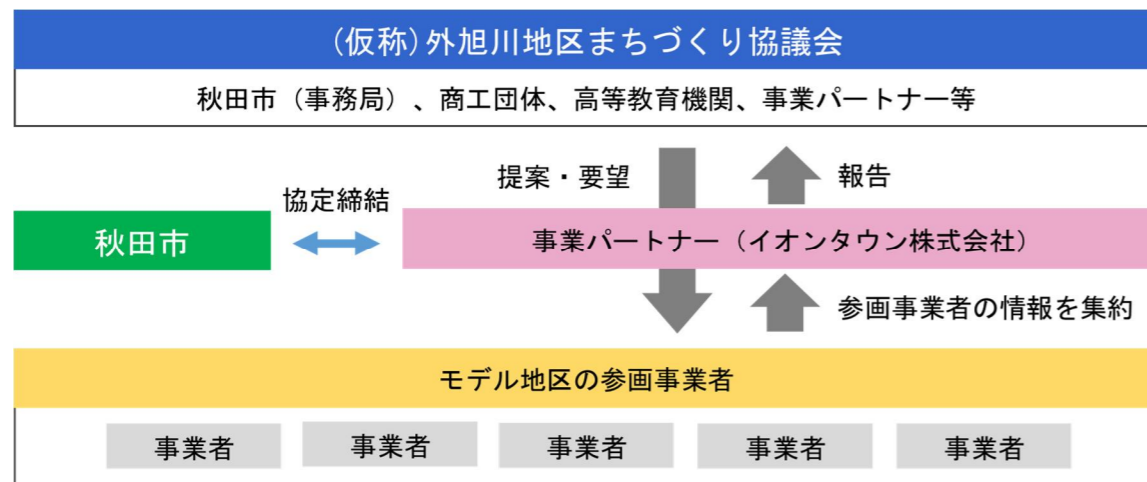
まちづくりに地域の声や各分野に精通した方々の意見を取り入れ、さらなる発展と地域全体への波及効果を生み出すことを目的とした連携協力団体として、(仮称)外旭川地区まちづくり協議会(以下「協議会」)を設立します。

この協議会は、市の運営の下、外旭川地区まちづくり基本構想・基本計画の趣旨を踏まえ、多角的視点から地域の課題やニーズを掘り起こし、モデル地区における取組について検討するとともに、事業パートナーであるイオンタウン株式会社を通じて各参画事業者へ提案、要望等を行います。

イ 事業パートナーとの協定の締結

令和6年度も引き続き、市と事業パートナーであるイオンタウン株式会社は、外旭川地区まちづくり事業に関し協定を締結することとしています。この協定に基づき、事業パートナーは、協議会および各参画事業者それぞれの情報を集約し、提供・説明を行うインフォメーションセンターとしての役割を担います。

一方で、市は、事業パートナーにより集約された情報等について、市議会や市民への情報提供と丁寧な状況説明に努めます。



(2) モデル地区の供用開始を見据えたエリアマネジメント体制の検討

供用開始後のモデル地区の運営については、同地区の各参画事業者が責任を負うことが大前提となるため、モデル地区の供用開始を見据え、協議会中心のエリアマネジメント体制からモデル地区の参画事業者を中心としたエリアマネジメント体制への移行が必要であると考えています。

モデル地区における取組の陳腐化を防ぎ、持続可能なものとするためには、参画事業者を中心としつつも、資金的に自立し、まちづくりの趣旨・目的を時代の要請に合わせて実践し続けられるような仕組みの構築について検討していく必要があります。

2 総合計画・総合都市計画との連携

地域未来基本計画について国からの同意を得てから、モデル地区整備の推進に向け、次の上位計画の見直しについて検討します。

県都『あきた』創生プラン(第14次秋田市総合計画)推進計画

地域別整備方針(北部地域)等に、モデル地区の整備を推進する方針を位置付けることについて検討します。

第7次秋田市総合都市計画

都市計画法に基づく地区計画を設定するに当たり、その方針を秋田市総合都市計画に位置付ける必要性について検討します。

3 中心市街地等との相乗効果

本市の顔である中心市街地では、官民一体となった様々な取組が行われてきたところであり、あきた芸術劇場ミルハスや文化創造館、民間マンションの整備などと相まって居住人口の増加や地価の上昇といった一定の成果が現れています。

今後も、中心市街地活性化に向けた取組を充実発展させることに加え、官民連携による将来を見据えたまちづくりのモデル地区を整備することで、持続可能な社会基盤の構築と、交流人口の拡大による新しい活力や魅力づくりを進めていきたいと考えています。

そのため、協議会には市内商工団体などにも参画していただき、このエリアマネジメント体制を中心に、地域住民と連携した定期的な情報交換の場をつくり、意見を交換しながら、モデル地区の集客力を高めつつ、モデル地区で創出されるにぎわいを中心市街地や既存商店街等に波及させる取組を継続して行います。

7章 事業スケジュール

内容等		事業主体	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)	令和12年度 (2030)	令和13年度 (2031)	令和14年度 (2032)	令和15年度 (2033)	
関連する 行政計画	秋田市総合計画 基本構想	市(企画調整課)	第14次 計画期間			策定	第15次 計画期間				策定	第16次 計画期間		
	秋田市総合計画 推進計画	市(企画調整課)	推進計画	推進計画	推進計画	推進計画	推進計画	推進計画	推進計画	推進計画	推進計画	推進計画	推進計画	
	秋田市総合都市計画	市(都市計画課)	第7次 計画期間										※令和6年度に見直しの必要性を検討	
外旭川地区 まちづくり	基本計画 マネジメント組織の設置・検証	市(まちづくり戦略室)	策定	必要に応じて時点修正・追記										
			設置	マネジメント組織による検証										
地域未来 投資促進法	基本計画 土地利用調整計画 地域経済牽引事業計画	県・市共同 市(まちづくり戦略室) 事業者	作成	同意	計画期間									
				作成	同意									
				作成	承認									
関係手続	農振法農用地区域除外 農地法農地転用許可 都市計画法(地区計画) “(開発許可)	事業者 事業者 市(都市計画課) 事業者		事前協議	手続	除外								
				事前協議	手続	許可								
				事前協議	手続	決定								
				事前協議	手続	許可								
施設整備	民間施設整備	事業者			設計	工事								
	卸売市場再整備 基本計画素案 (令和6年3月時点)	市(市場管理室)	15か月 基本計画	18か月 事業者選定	15か月 設計	19か月 第2期工事	19か月 第3期工事			令和12年6月から 余剰地活用に着手				
				設計	21か月 第1期工事									
	新スタジアム整備	ブラウブリッツ秋田 新スタジアム整備会社	整備計画	事業手法等の検討・整備会社の設立			基本設計・実施設計	業者選定・契約		24か月 新スタジアム建設		2032-33シーズン開幕 から供用開始	新スタジアム供用	

※ 民間施設の整備スケジュールは、2年程度の工事期間を想定しています。

※ 卸売市場の再整備スケジュールは、卸売市場再整備基本計画素案(令和6年3月)時点のスケジュールです。

※ 大規模小売店舗立地法の規定に基づき、店舗面積が1,000㎡を超える小売店舗を出店する場合には、開店の8か月前までに届出する必要があります。

用語解説

P6

- ※1 **都市施設**：道路・公園・下水道など、円滑な都市活動を支え、都市生活者の利便性の向上、良好な都市環境を確保する上で必要な都市計画において定める施設。
- ※2 **市街化調整区域**：市街化を抑制すべき区域。
- ※3 **農業振興地域**：総合的に農業の振興を図ることが相当な地域として知事が市町村ごとに指定する地域。
- ※4 **農用地区域**：今後10年以上にわたり農業上の利用を確保すべき土地として市が設定した区域。
- ※5 **市街化区域**：すでに市街地を形成している区域およびおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。
- ※6 **用途地域**：都市の中を住居系、商業系、工業系に大別し、それぞれの地域にふさわしい建築物の用途と形態（容積率・建蔽率等）を定めるもの。
- ※7 **準工業地域**：主に軽工業の工場等、環境悪化のおそれのない工業の業務の利便を図る地域。

P7

- ※8 **ICT**：Information and Communication Technology の略。コンピュータなどの情報機器やデータ通信に関する技術を表す用語。
- ※9 **再生可能エネルギー**：自然の営みから半永久的に得られ、継続して利用できるエネルギー。有限でいずれ枯渇する化石燃料などと違い、自然の活動によってエネルギー源が絶えず再生、供給され、地球環境への負荷が少ないエネルギー。
- ※10 **KPI（重要業績評価指標）**：Key Performance Indicator の略。目標達成の度合いを評価する指標。

P9

- ※11 **コワーキングスペース（Co-working Space）**：「Co（共同の、共通の）」と「work（働く）」を組み合わせた造語から名づけられた空間のことで、様々な所属やバックグラウンドをもつ人々が「共に働く」スペース。
- ※12 **データサイエンティスト**：データから価値を創出し、ビジネス課題に答えを出すプロフェッショナル。
- ※13 **DX（Digital Transformation）**：デジタル技術の活用による新たな商品・サービスの提供、新たなビジネスモデルの開発を通じて、社会制度や組織文化なども変革していくような取組。
- ※14 **GX（Green Transformation）**：温室効果ガスを発生させる化石燃料から太陽光発電、風力発電などのクリーンエネルギー中心へと転換し、経済社会システム全体を変革しようとする取組。
- ※15 **AI**：Artificial Intelligence の略。人工知能のこと。
- ※16 **ビッグデータ**：従来のデータベース管理システムなどでは記録や保管、解析が難しいような巨大なデータ群。
- ※17 **ベンチャーキャピタル**：ベンチャー企業などの未上場企業に対して出資を行う投資会社。
- ※18 **スタートアップ企業**：革新的で新しいアイデアやビジネスモデルで、短期間に急成長する企業。

P10

- ※19 **スマート農業**：AIやICT等の先端技術を活用した農業。
- ※20 **6次産業化**：農林水産物等および農山漁村に存在する土地、水その他の資源を有効に活用し、1次産業としての農林漁業と、2次産業としての製造業、3次産業としての小売業等の事業との融合を図る取組であって、農山漁村の活性化に寄与するもの。
- ※21 **ゼロカーボン**：温室効果ガス（二酸化炭素）の排出量を実質ゼロとすること。
- ※22 **デマンド型EV自動運転シャトル**：利用者からの予約や呼出しに応じて運行する、自動運転電気自動車による相乗りの交通サービス。
- ※23 **バスロケーションシステム**：スマートフォンなどでバスの運行状況を把握できる仕組み。

P11

- ※24 **XR（クロスリアリティ）**：現実世界と仮想世界を融合することで、現実にはないものを知覚できる技術の総称。
- ※25 **ポップアップストア**：数日から数週間程度の比較的短い期間限定で開設される店舗。

P12

- ※26 **カーボンニュートラル宣言**：菅内閣総理大臣による、2020年10月26日の所信表明演説。
- ※27 **地域エネルギーマネジメントシステム**：AIやICTの活用により、地域の電力使用状況を管理・分析して最適な制御を行うことでエネルギー消費の最適化とコストの削減を図る取組。
- ※28 **マイクログリッド**：エネルギー供給源と消費施設を一定の範囲でまとめて、エネルギーの有効活用を図るもの。災害等による停電時には電力会社の連系線から自立して電力を供給することができるエネルギーシステム。
- ※29 **燃料電池**：水の電気分解の原理を利用し、水素と酸素を化学反応させて直接電気を発生させる装置。
- ※30 **オフサイトPPA**：発電事業者が電力需要場所の敷地外に発電設備を設置し、小売電気事業者を通して電力供給する仕組み。
- ※31 **デマンド制御**：デマンド（30分間における平均使用電力〔kW〕）が超過するタイミングを予測し、電力消費の割合が大きい機器の使用量を制御すること。

P13

- ※32 **コンコース／インナーコンコース**：スタジアム出入口から観客席までの広い通路スペース。インナーコンコースは、屋根があるコンコースのこと。
- ※33 **BCP**：Business Continuity Plan の略。事業継続計画。
- ※34 **BCM**：Business Continuity Management の略。事業継続マネジメント。

P14

- ※35 **健康寿命**：健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間。つまり、病気で寝たきりになったり、介護を受けたりせずに健康で元気に生活できる期間のこと。
- ※36 **未病**：健康と病気の間であり、発病には至らないものの健康な状態から離れつつある状態。
- ※37 **健康管理デバイス**：身につけることで、心拍数や血圧、運動量などを測定・確認でき、健康管理に役立つもの。
- ※38 **バイタルデータ**：脈拍、呼吸、体温、血圧、意識レベル等、人体から取得できる生体情報。
- ※39 **PHR**：Personal Health Record の略。個人の健康・医療・介護のデータを集約し、健康増進や生活習慣の改善に活用する生涯型電子カルテ。
- ※40 **API**：Application Programming Interface の略。ウェブサービスやソフトウェアの間をつなぐ役割をするもの。
- ※41 **ソリューションローンチ**：問題解決のための新しい商品やサービスを世に送り出すこと。

P15

- ※42 **オープンデータ**：二次利用が可能な利用ルールを定めた上で、機械判読に適した形式で公開されたデータ。
- ※43 **デジタルマーケティング**：消費者のWebサイトへのアクセス履歴やスマートフォンアプリの使用履歴、実際の店頭での購買履歴など、デジタルデータを分析・活用したマーケティング手法。

P20

- ※44 **フットボール専用スタジアム**：サッカーやラグビーの使用を主とした陸上トラックのないスタジアム。

P29

- ※45 **経済波及効果**：新たに需要が発生したときに、その需要を満たすために次々と新たな生産が誘発されていくこと。一般的に直接効果・一次波及効果・二次波及効果を合計したもの。
- ※46 **産業連関表**：一定地域において1年間に行われた財・サービスの産業間における取引状況等を取りまとめた統計表。
- ※47 **最終需要額**：生産された財・サービスを家計、政府、輸出など取引の最終段階として消費する額のこと。
- ※48 **直接効果**：最終需要によって生じる生産額の増加分。一般的には、最終需要額×県内自給率により算出する。
- ※49 **第1次波及効果**：直接効果により誘発される新たな生産誘発額。
- ※50 **第2次波及効果**：直接効果と第1次波及効果により誘発される雇用者所得が生み出す消費に対する生産誘発額。
- ※51 **従業者誘発数**：生産が増加することに伴い誘発される雇用者・従業者の数。

秋田市外旭川地区におけるまちづくり事業の推進に関する協定(案)

秋田市（以下「甲」という。）とイオンタウン株式会社（以下「乙」という。）は、秋田市外旭川地区まちづくり事業（以下「本事業」という。）の実施に向けた連携および協力に関し、甲乙間において令和5年4月1日付けで締結した秋田市外旭川地区におけるまちづくり事業の推進に関する協定第1条の本事業を推進するための基本計画（以下「基本計画」という。）が策定されたことから、同協定第5条第2項の協議の内容を踏まえ、次のとおり本事業を推進するための協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、乙が甲と共に本事業を進める民間事業者（以下「事業パートナー」という。）となること、ならびに甲および事業パートナーである乙が本事業の推進に向け相互に連携して必要な協力をしていくことを確認することを目的とする。

（対象区域の範囲）

第2条 本協定の対象となる区域の範囲は、基本計画2章のモデル地区を基本とする。

（確認事項）

第3条 甲および乙は、相互に連携協力し、本事業が地域課題を捉えた持続的な取組となるよう努めるものとする。

2 甲は、本事業に係る地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）第4条第1項の基本計画について、経済産業大臣の同意があったときは、基本計画6章の協議会（以下「協議会」という。）の設立に着手し、協議会の設立後はその運営を行うものとする。

3 乙は、本事業の検討状況等について、適宜、甲および協議会に情報の提供および状況説明を行うとともに、甲および協議会における検討内容等について、必要に応じ、本事業に参画する事業者へ情報の提供および状況説明を行うものとする。

4 甲は、適宜、市議会、市民等に対して本事業に関する情報の提供および状況説明を行い、本事業の市民理解の促進および機運醸成に努めるものとする。

5 前各項に定めるもののほか、甲および乙は、本事業の実施に必要な各種支援等を相互に行うほか、本協定の目的を達成するため、相互に情報および意見の交換に努めるものとする。

（遵守事項）

第4条 甲および乙は、基本計画に従い、本協定に定める確認事項等を実施するものとする。ただし、やむを得ない事由が生じた場合は、この限りでない。

(協定の有効期間)

第5条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から、令和7年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、本協定の有効期間を延長しようとするときは、甲乙協議の上、新たな有効期間を定めることができる。

(秘密保持)

第6条 甲および乙は、相手方から提供を受けた一切の情報（文書、電磁的記録その他情報の形態を問わず、その複製物および提供された情報を基に作成された資料を含む。）を、本協定に定める目的にのみ使用し、相手方の事前の承諾なく第三者に開示もしくは漏らしてはならない。ただし、次に掲げる情報を除く。

- (1) 相手方から提供を受けたときに既に公知となっていたもの又は相手方からの提供後、自らの故意又は過失によらずして公知となったもの
- (2) 相手方から提供を受けたときに既に保有していたもの又は相手方から提供を受けた後にその情報を開示する正当な権限を有する第三者から入手したもの
- (3) 相手方から提供を受けた後、提供を受けた情報によらず独立して開発したもの
- (4) 法令又は政府機関もしくは証券取引所の規制等により開示を求められたもの

2 本条の秘密保持義務は、本協定が効力を失った後も1年間有効に存続する。

3 前項の規定にかかわらず、甲、乙のいずれかが情報の内容等に鑑み必要と判断し、相手方にその旨を申し入れた場合、甲および乙は、当該情報に係る秘密保持義務の有効期間について協議するものとし、双方が合意したときには、前項の規定と異なる有効期間を定めることができる。

(権利義務の譲渡)

第7条 甲および乙は、事前に書面による申入れを行い、相手方から書面による承諾を得た場合を除き、本協定上の地位ならびに本協定に基づく権利および義務を第三者に譲渡し、もしくは承継させ、又は担保に供することその他一切の処分を行ってはならない。

(協定の解除)

第8条 甲および乙は、次の各号のいずれかに該当した場合は、協議の上、本協定を解除できるものとする。

- (1) 本事業の進捗が大幅に遅延した場合
- (2) 本事業の内容に大幅な変更があった場合
- (3) 本事業の推進又は業務の遂行に重大な支障が生じた場合
- (4) 前3号に掲げるもののほか、甲又は乙が本協定に違反し、本事業の推進又は業務の遂行が困難となった場合

2 甲および乙は、社会経済事情の変化、その他やむを得ない事情により、本事業の遂行が客観的に困難となった場合は、甲乙間で相当の期間を定めて本事業の推進について協議を行い、協議が調わない場合には、本協定を解除できるものとする。

(異議申立て等)

第9条 甲および乙は、次に掲げる場合について、相手方に対して一切の異議申立てや損害賠償請求等を行うことはできない。

- (1) 甲と乙との協議が調わない場合など、本事業の実施に至らない場合
- (2) 甲又は乙が必要な予算を確保できず、本事業の実施に至らない場合
- (3) 土地利用上の制限の変更や見直しが困難で、本事業の実施に至らない場合

(反社会的勢力の排除)

第10条 乙は、次の各号に掲げる事項について確約し、これを保証する。

- (1) 自らの役員（取締役、執行役、執行役員、監査役又はこれらに準ずるものをいう。）において、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力」という。）に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないこと。
- (2) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有しないこと。
- (3) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有しないこと。
- (4) 反社会的勢力に自己の名義を使用させ、この協定を締結するものでないこと。
- (5) 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。

ア 甲に対する脅迫的言動又は暴力を用いること。

イ 偽計又は威力を用いて甲の業務を妨害し、又は信用を毀損すること。

2 甲は、乙が前項の規定に違反することが明らかになったときは、催告その他の手続を要しないで本協定を解除できるものとする。

(協議)

第11条 本協定に定めのない事項および本協定に疑義が生じた場合には、甲乙協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和6年 月 日

甲 住所 秋田県秋田市山王一丁目1番1号
氏名 秋田市
秋田市長 穂 積 志

乙 住所 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
氏名 イオンタウン株式会社
代表取締役社長 加 藤 久 誠

令和6年度スケジュール（案）

項目	令和6年（2024年）												令和7年（2025年）			
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
市議会			6月定例会			9月定例会			11月定例会			2月定例会				
外旭川地区まちづくり 庁内検討委員会・分科会		庁内検討委員会 ※スケジュール説明		庁内検討委員会				庁内検討委員会			庁内検討委員会					
アドバイザー業務 (法務、金融、技術面における 専門的な観点からの助言・支援)	アドバイザー業務委託															
新スタジアムに関する協議 (県・市・BB秋田等)	県、市、ブラウブリッツ秋田による協議															
地域未来投資促進法に基づく 手続等	協議 地域未来基本計画を 令和6年3月、国に申請		地域未来 基本計画 国同意	土地利用調整計画（市）												土地利用 調整計画 県同意
事業パートナーや 地域経済牽引事業者等との連携	4/1 協定締結			農地法、農振法、都市計画法関係手続 事前協議												
				地域経済牽引事業計画（地域経済牽引事業者）												
				事業主体・事業計画に関する協議（事業パートナー）												
(仮称) 外旭川地区まちづくり協議会	設立準備、外部委員の選定			協議会の開催												
<参考> 卸売市場再整備	卸売市場再整備基本計画			卸売市場再整備 事業者選定（令和7年12月まで）												
			再整備 基本計画 策定													